

少年院在院少年の特質に関する研究—年齢層ごとの比較

矯正協会附属中央研究所 佐藤 良彦
立石 浩司

キーワード：少年院，成年年齢，年長少年

I 研究の目的

平成19年5月に少年法が改正され、おおむね12歳の少年の少年院送致が可能となった。これにより少年院は、おおむね12歳から20歳を超える者まで非常に幅広い年齢層の者たちを収容し教育する役割を担うこととなり、各年齢層の特質に応じた処遇の展開が求められている。

また、昨年、法制審議会の民法成年年齢部会は、民法の成年年齢を18歳に引き下げるのが適当であるとする最終報告書をまとめるなどしており、今後、少年司法の領域における成年年齢について議論がなされることも予想される。

このような状況の中で、少年院に入院した少年の特質について、各種統計データの分析や実態調査を行うなどして明らかにすることは、少年院における教育・処遇の充実の在り方等を検討する上での貴重な基礎資料になると思われる。

そこで本研究では、少年院に入院した少年の特質について、年齢を軸とした分析を行い、年少・中間・年長少年それぞれの特徴や共通性を明らかにする。特に、18歳以上の少年の特質について、少年院における他の年齢層の少年との比較を通して詳しく検討し、今後の少年院における教育・処遇の在り方等を展望する上での基礎資料を得ることを目的とする。

II 方法

1 少年矯正統計の分析

平成21年に全国の少年院に入院した少年について、少年矯正統計データの分析を行った。

(1) 分析対象者

全国の少年院に少年院送致の決定により入院した者で、入院時の年齢が20歳未満の者(3,959名)を分析対象とした。

(2) 分析内容

入所（院）者調査票調査事項のうち、以下の29項目について集計・分析した。

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| 1. 性別 | 15. 居住状況 |
| 2. 入院時年齢 | 16. 保護者 |
| 3. 事件種別 | 17. 保護者の職業 |
| 4. 非行名 | 18. 本人の職業 |
| 5. 入所回数 | 19. 家庭の生活程度 |
| 6. 非行時の身上 | 20. 教育程度（最終学歴，就学状況） |
| 7. 保護処分歴（保護観察） | 21. 精神診断 |
| 8. 保護処分歴
（児童自立支援施設等送致） | 22. 知能指数 |
| 9. 保護処分歴（少年院送致） | 23. 鑑別判定 |
| 10. 共犯（数） | 24. 医療措置 |
| 11. 共犯（種類） | 25. 審判決定等 |
| 12. 不良集団関係 | 26. 処遇課程等 |
| 13. 薬物等使用関係 | 27. 試験観察 |
| 14. 国籍 | 28. 前回処分 |
| | 29. 本件非行までの期間 |

2 少年院入院者の全数調査①（調査票Ⅰ）

(1) 調査対象者

平成22年7月から9月の間に、全国の少年院に新収容者として入院した少年（1,002名）を調査対象として調査を実施した。

(2) 調査期間

平成22年7月1日から同年9月30日まで

(3) 実施方法

少年院職員が少年簿等に基づいて記入する方法により、回答を求めた。

(4) 調査内容

以下の内容について調査を実施した。調査項目及び調査票の詳細については、巻末の資料を参照されたい。

ア 基本属性

- | | |
|------------|----------|
| 1. 入院少年院名 | 5. 性別 |
| 2. 入院番号 | 6. 入院時年齢 |
| 3. 処遇課程の細分 | 7. 国籍 |
| 4. 入院月 | |

イ 非行の態様

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 非行名 | 3. 本件非行の動機 |
| 2. 非行時の身上 | 4. 被害の程度 |

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 5. 被害者の種類 | 6. 共犯関係 |
| ウ 処分歴 | |
| 1. 少年鑑別所入所回数 | 6. 刑事処分歴 |
| 2. 審判不開始歴 | 7. 再非行期間 |
| 3. 不処分歴 | 8. 非行初発年齢 |
| 4. 試験観察歴 | 9. 非行の範囲 |
| 5. 保護処分歴 | |
| エ 不良交友・問題行動歴 | |
| 1. 不良集団所属歴 | 3. 薬物濫用歴 |
| 2. 不良集団内の立場 | 4. 問題行動歴 |
| オ 保護環境及び家族関係 | |
| 1. 居住状況 | 6. 母との関係 |
| 2. 保護者 | 7. 家族の特徴 |
| 3. 保護者の職業 | 8. 少年鑑別所中での保護者との面会 |
| 4. 家庭の生活程度 | 9. 少年鑑別所中での保護者からの受信 |
| 5. 父との関係 | 10. 少年鑑別所中での保護者への発信 |
| カ 学校及び職場への適応状況等 | |
| 1. 教育程度 | 9. 本人の職業 |
| 2. 学校生活に対する意欲 | 10. 就業生活・就労に対する意欲 |
| 3. 怠学の有無 | 11. 就業状況 |
| 4. 学業成績 | 12. 現職の就業期間 |
| 5. 学校での人間関係 | 13. 職場での人間関係 |
| 6. 学校内での問題行動 | 14. 職場内での犯罪経験 |
| 7. 学校内での非行 | 15. 就労に関する目標・計画の明確さ |
| 8. 進路の明確さ | 16. 最も親しい友人グループの種類 |
| キ 鑑別判定及び審判決定 | |
| 1. 精神診断 | 5. 審判決定 |
| 2. 知能指数 | 6. 前回の鑑別判定等 |
| 3. 医療措置 | 7. 前回の審判決定等 |
| 4. 鑑別判定 | |

3 少年院入院者の全数調査②（調査票Ⅱ）

(1) 調査対象者

平成 22年 7月 から 9月の間に、全国の少年院に新収容者として入院した少年（1,002名）を調査対象として調査を実施した。

(2) 調査期間

平成22年7月1日から同年9月30日まで

(3) 実施方法

調査期間中（入院後1週間以内を目安）の少年自身に記入させる方法により、回答を求めた。

(4) 調査内容

以下の内容について調査を実施した。調査項目及び調査票の詳細については、巻末の資料を参照されたい。

ア 基本属性

- | | |
|-------|---------|
| 1. 性別 | 3. 婚姻歴 |
| 2. 年齢 | 4. 居住状況 |

イ 家庭生活

- | | |
|----------------|--------------|
| 1. 親の指導への従順度 | 3. 親を扶養する意識 |
| 2. 親からの経済的独立意識 | 4. 家庭生活への満足度 |

ウ 学校生活

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1. 授業の理解度 | 3. 学友以外の友人への満足度 |
| 2. 課外活動への満足度 | 4. 学校生活への満足度 |

エ 友人関係

- | | |
|--------------------|--------------|
| 1. 悩みなどを聞いてくれる友人の数 | 3. 気楽に遊ぶ友人の数 |
| 2. 親友の数 | 4. 友人関係への満足度 |

オ 地域社会とのつながり

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 地元への愛着度 | 3. 地元への帰住希望 |
| 2. 地域活動への参加 | |

カ 情報通信機器の利用

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. 自分専用の携帯電話の有無 | 3. 携帯電話によるメール使用頻度 |
| 2. 携帯電話によるネット利用の有無 | 4. パソコンによるネット利用の有無 |

キ 職業に対する意識

- | | |
|-----------|--------------|
| 1. 正社員志向度 | 3. 転職に対する考え方 |
| 2. 職業選択基準 | |

ク 人生観及び規範意識

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 社会的成功要因への認識 | 3. 自己中心的思考の度合い |
| 2. 自発的他者援助への意識 | 4. 結婚に対する考え方 |

Ⅲ 結果

1 少年矯正統計データの分析

全国の少年院に少年院送致の決定により入院した者で、入院時の年齢が20歳未満の者(3,959名)を分析対象とした。

(1) 平成21年少年院入院者の特質

平成21年少年院入院者の性別は、男子が3,541名(89.4%)、女子が418名(10.6%)である。なお、国籍は日本が3,860名(97.5%)、日本以外が99名(2.5%)である。

性別、国籍といった基本属性によって特質に違いがあるかを検討するため、全体の集計に加えて、男女別による集計及び国籍別による集計を行った。

ア 年齢

年齢の内訳は、表1-1のとおりである。17歳が21.4%で最も多く、次いで18歳、19歳となっている。

男女別に見ると、男子では17歳が最も多いが、女子では16歳が23.2%と最も多くなっている。

国籍別に見ると、日本では17歳が最も多く、日本以外では18歳が24.2%で最も多くなっている。

イ 事件種別

事件種別の内訳は、表1-2のとおりである。一般事件(交通事件を除く刑法犯及び特別法犯)の者が全体の88.8%を占める。

男女別に見ると、女子では一般事件の者の割合が96.4%と、男子の87.9%と比べて高くなっている。

国籍別に見ると、一般事件では、日本が88.6%であるのに対し、日本以外が94.9%と高くなっている。

ウ 非行名

非行名の内訳は、表1-3のとおりである。窃盗が、全体の35.2%を占めて最も多く、次いで、傷害(14.7%)、道路交通法違反(9.7%)となっている。

男女別に見ると、男子では窃盗、傷害、道路交通法違反の順に多い。一方、女子では覚せい剤取締法違反(23.4%)が最も多くなっており、次いで、ぐ犯(17.5%)、窃盗(17.2%)の順となっている。

国籍別では、大きな差は見られない。

エ 入所回数

少年鑑別所入所回数の内訳は、表1-4のとおりである。初回入所の者と2回入所の者を併せると79.5%を占める。

男女別に見ると、女子では初回入所の者が67.0%となっており、男子の43.2%と

比べて多い。

国籍別では、差は見られない。

オ 非行時の身上

非行時の身上の内訳は、表1-5のとおりである。該当なしの者が44.2%であるが、1号観察と2号観察を合わせると、保護観察中の者は50.1%と過半数を超えている。

男女別に見ると、女子では該当なしが62.7%と、男子の42.1%と比べてかなり多い。1号観察と2号観察を合わせると、保護観察中の者の割合は、男子では52.6%であるのに対して、女子では28.5%にとどまっている。

国籍別に見ると、該当なしでは日本が43.9%であるのに対して、日本以外が57.6%とやや多い。

カ 保護処分歴

① 保護観察

保護観察歴の内訳は、表1-6のとおりである。保護観察歴のある者は56.5%であり、その回数は1回の者が77.3%となっている。

男女別に見ると、男子では保護観察歴のある者が59.5%であるのに対し、女子では31.3%とかなり低くなっている。

国籍別では、保護観察歴のない者が日本以外で57.6%となっており、日本の43.1%と比べて高い。

② 児童自立支援施設等

児童自立支援施設等送致歴の内訳は、表1-7のとおりである。児童自立支援施設等送致歴のない者は94.8%となっている。

男女別及び国籍別に見ても差は見られない。

③ 少年院送致

少年院送致歴の内訳は、表1-8のとおりである。少年院送致歴のある者は15.7%であり、その回数は1回の者が大部分を占める。

男女別に見ると、男子では少年院送致歴がある者は16.5%であり、女子の8.4%と比較するとかなり多い。

国籍別では、少年院送致歴に差は見られない。

キ 共犯関係

① 共犯数

共犯数の内訳は、表1-9のとおりである。共犯のいる者は、全体の61.4%であり、本人を含む共犯の数は、2人の者と4人以上の者が多い。

男女別に見ると、女子では単独犯が49.3%であり、男子の37.2%と比べて単独犯が多い。また、本人を含む共犯の数が4人以上である者の割合は、男子では24.1%であるのに対して女子では15.6%とやや少なくなっている。

国籍別では、共犯数に差は見られない。

- ② 共犯種類の内訳は、表1-10のとおりである。遊び仲間が共犯である者が42.1%と最も多く、次いで不良集団が共犯である者が多い。

男女別に見ると、遊び仲間が共犯である者の割合は、男子が43.4%であるのに対して女子は30.9%と少ない。

国籍別では、共犯種類に差は見られない。

ク 不良集団関係

非行時の不良集団関係の内訳は、表1-11のとおりである。不良集団関係ありの者となしの者の割合は、ほぼ同じである。

男女別に見ると、男子では地域不良集団に属する者が31.8%であるが、女子では27.3%とやや少ない。一方、暴力団に属する者は、女子の方がやや多くなっている。

国籍別では、ほとんど差が見られない。

ケ 薬物使用関係

非行時の薬物使用関係の内訳は、表1-12のとおりである。薬物使用なしの者が87.1%と大部分を占め、何らかの薬物使用歴のある者は12.8%である。

男女別に見ると、女子では何らかの薬物使用のある者は35.6%であり、男子の10.1%と比べてかなり多い。女子の薬物使用は、覚せい剤が24.6%とかなり多くなっている。

国籍別では、日本以外では何らかの薬物使用がある者は24.2%であり、日本の12.5%と比べて多い。

コ 居住状況

居住状況の内訳は、表1-13のとおりである。82.1%が家族と同居している。

男女別に見ると、女子では家族と同居している者が64.8%と、男子の84.1%と比べてかなり少ない。女子の居住状況は同棲、アパート・下宿・間借り・寮、知人宅がそれぞれ5%程度である。

国籍別に見ると、日本以外では家族と同居している者が66.7%と日本の82.5%と比べてかなり少ない。日本以外の居住状況は知人宅8.1%、次いでアパート・下宿・間借り・寮6.1%の順となっている。

サ 保護者

保護者の内訳は、表1-14のとおりである。実母が38.3%であり、次いで実父母が34.7%である。

男女別に見ると、女子では実父母が28.7%で、男子の35.4%に比べてやや少ない。保護者が実母の者は、男女ともほぼ同程度となっている。

国籍別に見ると、日本以外では実父母が24.2%で、日本の35.0%に比べて少ない。また、日本では義父実母が8.6%であるのに対して、日本以外では24.2%とかなり

多くなっている。

シ 保護者の職業

保護者の職業の内訳は、表1-15のとおりである。無職者は13.9%である。有職者の職種では、技能工、採掘・製造・建設作業及び労務作業が26.5%と最も多く、次いでサービス職業が20.0%となっている。

男女別では、保護者の職業に大きな差は見られない。

国籍別に見ると、日本以外では無職者が27.3%と、日本の13.6%と比べて多い。

ス 本人の職業

本人職業の内訳は、表1-16のとおりである。無職者（その他）が39.6%を占め、無職者（学生・生徒）は27.0%、有職者が33.4%である。有職者の職種では、技能工（建設関係）12.6%と最も多い。

男女別で見ると、女子では無職者（その他）が49.8%と男子の38.4%と比べて多い。女子の職種ではサービス職業（接客関係）が10.3%と多い。

国籍別に見ると、日本以外では無職者（その他）が57.6%で日本の39.2%と比べて多く、無職者（学生・生徒）は18.2%で日本の27.2%と比べて少ない。

セ 家庭の生活程度

家庭の生活状況の内訳は、表1-17のとおりである。普通が65.7%で、貧困が31.0%となっている。

男女別では、家庭の生活程度に差は見られない。

国籍別に見ると、日本以外では普通が51.5%と、日本の66.1%に比べて少なく、貧困は42.4%と日本の30.7%に比べて多くなっている。

ソ 教育程度

教育程度の内訳は、表1-18のとおりである。中学卒業（34.2%）で最も多く、次いで高校中退（34.1%）、中学在学（13.9%）、高校在学（13.8%）となっている。

男女別では、大きな差は見られない。

国籍別に見ると、日本以外では高校中退が25.3%と、日本の34.3%と比べて少ない。

タ 精神診断

精神診断の内訳は表1-19のとおりである。精神障害のある者は7.8%である。男女別に見ると、女子ではその他の精神障害が10.5%と、男子の4.4%に比べて多い。

国籍別では、大きな差は見られない。

チ 知能指数

知能指数の内訳は、表1-20のとおりである。知能指数90～99の者が28.5%と最も多く、次いで80～89（20.5%）、100～109（20.2%）、70～79（12.2%）となっている。

男女別に見ると、女子では知能指数 90～99 (26.6%)、80～89 (26.3%) となっており、次いで 70～79 (17.0%)、100～109 (12.7%) である。男子は 90～99 (28.7%)、100～109 (21.1%) の順で多く、次いで 80～89 (19.8%)、70～79 (11.7%) となっている。

国籍別では、日本以外で 70～79 (22.2%) が最も多く、90～99 (21.2%)、80～89 (19.2%)、100～109 (19.2%) となっており、日本は 90～99 (28.7%)、80～89 (20.5%)、100～109 (20.2%) の順となっている。

ツ 鑑別判定

鑑別判定の内訳は、表 1-21 のとおりである。収容保護 (中等・長期) が 60.8% と最も多く、次いで、収容保護 (中等・一般短期) が 14.2%、収容保護 (初等・長期) が 12.3% となっている。

男女別に見ると、女子では収容保護 (医療) が 7.7% であるのに対して、男子では 1.2% と少ないが、収容保護 (中等・一般短期) では女子が 6.7% であるのに対し、男子は 15.1% と多くなっている。

国籍別に見ると、日本以外で保護不適 (検察官送致) が 6.1% であるのに対して、日本が 0.4% と少ないが、収容保護 (中等・一般短期) では日本以外が 5.1% であるのに対して、日本は 14.5% と多くなっている。

テ 医療措置

医療措置の内訳は、表 1-22 のとおりである。医療措置不要の者が 84.5% と大部分を占め、医療措置を要する者は 15.2% である。

男女別に見ると、女子では医療措置を要する者が 25.6% であり、男子の 14.0% に比べて多い。

国籍別では医療措置に大きな差は見られない。

ト 審判決定

審判決定の内訳は、表 1-23 のとおりである。少年院送致 (中等) が 79.6% と最も多く、次いで少年院送致 (初等) が 16.5% となっている。

男女別に見ると、男子では少年院送致 (医療) が 1.4% であるのに対して、女子では 7.9% と多くなっている。

国籍別では審判決定には大きな差は見られない。

ナ 処遇課程等

処遇課程等の内訳は、表 1-24 のとおりである。V₂ が 42.0% と最も多く、次いで S G が 22.6%、G₁ が 10.3% となっている。

男女別に見ると、女子では M₁ が 5.3% であり、男子の 0.8% に比べて多い。また、女子では V₂ が 50.5% であり、男子の 41.0% に比べて多くなっているが、S G においては、女子が 13.9% であるのに対して、男子は 23.6% と多くなっている。

国籍別に見ると、日本以外で G₂ が 19.2% となっている。S G においては、日本

が22.9%であるのに対して、日本以外が10.1%と少ない。

ニ 試験観察歴

試験観察歴の内訳は、表1-25のとおりである。試験観察歴ありの者は、14.6%である。

男女別、国籍別ともに大きな差は見られない。

ヌ 前回処分

前回処分の内訳は、表1-26のとおりである。保護観察が41.2%と最も多く、次いで前回処分なしが22.4%、審判不開始・不処分が22.1%となっている。

男女別に見ると、前回処分なしの者は、女子が43.5%であるのに対して、男子は19.9%と少ないが、前回処分が保護観察の者は、女子が23.7%であるのに対して、男子は43.2%とかなり多くなっている。

国籍別では大きな差は見られない。

ネ 本件非行までの期間

本件非行までの期間の内訳は、表1-27のとおりである。6か月を超え1年以内が18.1%と最も多くなっている。次いで3か月を超え6か月以内15.4%、1か月を超え3か月以内11.0%、1年を超え1年6か月以内10.3%となっている。

男女別に見ると、女子では6か月を超え1年以内が9.1%であるのに対して、男子は19.2%と多く、また、女子では3か月を超え6か月以内が9.8%であるのに対し、男子では16.1%とやや多くなっている。

国籍別では、日本以外で1年を超え1年6か月以内が19.2%であるのに対して、日本で10.1%と少ない。

(2) 平成21年少年院入院者の特質～年齢層ごとの比較

年齢による特質の違いを検討するため、15歳以下を「年少群」(744名)、16歳・17歳を「中間群」(1,620名)、18歳・19歳を「年長群」(1,595名)として、年齢層による集計を行った。

ア 性別

各群の性別の内訳は、表1-28のとおりである。

女子では、中間群が41.1%と最も多く、次いで年長群(33.3%)、年少群(5.6%)となっており、男子では、年長群(41.1%)と中間群(40.9%)がほぼ同じであり、年少群が18.0%と少ない。

イ 国籍

各群の国籍の内訳は、表1-29のとおりである。

日本、日本以外とも年齢層による大きな差は見られない。

ウ 事件種別

事件種別の内訳は、表1-30のとおりである。

交通事故の者は、年少群では5.1%であり、年長群(9.7%)、中間群(15.6%)と

比べて最も少ない。

エ 非行名

非行名の内訳は、表1-31のとおりである。

年少群では、窃盗（35.1%）、傷害（21.6%）、く犯（10.2%）が多い。

中間群では、窃盗（34.3%）、道路交通法違反（14.4%）、傷害（14.3%）が多い。

年長群では、窃盗（36.2%）、傷害（11.8%）、道路交通法違反（7.6%）が多い。

なお、年長群では、覚せい剤取締法違反（6.6%）がやや多くなっている。

オ 入所回数

少年鑑別所入所回数の内訳は、表1-32のとおりである。

初回入所の者は、年少群（58.6%）、中間群（46.0%）、年長群（39.4%）の順に少なくなっているが、2回入所の者は、3群ともほぼ同程度の比率となっている。

また、3回入所の者では、年長群（17.1%）、中間群（13.0%）、年少群（5.9%）の順に少なくなっている。

カ 非行時の身上

非行時の身上の内訳は、表1-33のとおりである。

該当なしの者は、年少群（57.0%）が多く、年長群（42.6%）、中間群（39.9%）の順となっている。また、1号観察中の者は、中間群（44.1%）が多く、次いで年長群（36.2%）、年少群（29.3%）の順となっている。

年長群では、2号観察中の者が17.9%であり、中間群（10.7%）、年少群（1.6%）と比べてやや多い。

キ 保護処分歴

① 保護観察

保護処分歴の内訳は、表1-34のとおりである。

保護観察歴のない者は、年少群が68.3%で最も少なく、中間群（41.3%）、年長群（34.1%）の順に少なくなっている。保護観察歴1回の者は、年少群で30.6%であるが、中間群（47.0%）と年長群（46.5%）はほぼ同程度の比率となっている。

② 児童自立支援施設等

児童自立支援施設等送致歴の内訳は、表1-35のとおりである。

児童支援施設等送致歴の有無については、年少群、中間群及び年長群ともに同程度の比率であり、年齢層別に大きな差は見られない。

③ 少年院送致

少年院送致歴の内訳は、表1-36のとおりである。

少年院送致歴のない者は、年少群が98.0%で最も多く、中間群（86.9%）、年長群（75.4%）の順に少なくなっている。少年院送致歴が1回以上ある者は、年長群（24.6%）が最も多く、次いで中間群（13.1%）、年少群（2.0%）の順となっている。

ク 共犯関係

① 共犯数

共犯数の内訳は、表1-37のとおりである。

単独犯の者では、年長群が44.4%と、年少群(35.8%)、中間群(34.0%)と比べて多い。共犯数が4人以上の者では、年長群が19.6%と、年少群(25.0%)、中間群(25.9%)に比べてやや少なくなっている。

② 共犯種類

共犯種類の内訳は、表1-38のとおりである。

学校仲間が共犯である者は、年少群で16.1%であり、中間群(2.3%)、年長群(2.0%)と比べて多い。

一方、不良集団が共犯である者は、中間群(14.0%)、年長群(9.2%)、年少群(5.8%)の順となっている。遊び仲間が共犯である者は、中間群が46.2%と最も多く、次いで年少群(40.5%)、年長群(38.6%)の順となっている。

ケ 不良集団関係

非行時の不良集団関係の内訳は、表1-39のとおりである。

不良集団関係なしの者が、年長群では56.0%と、中間群(46.7%)、年少群(38.6%)と比べて多い。

不良集団の種類では、年少群において、不良生徒・学生集団と地域不良集団が多く、中間群と年長群では、地域不良集団、暴走族の順に多い。

コ 薬物等使用関係

非行時の薬物等使用関係の内訳は、表1-40のとおりである。

何らかの薬物等使用のある者は、年長群で17.6%と最も多く、次いで中間群(11.0%)、年少群(6.3%)の順に少なくなっている。特に、覚せい剤については、年長群が7.5%と中間群(2.6%)、年少群(0.9%)に比べ、その割合が高くなっている。

サ 居住状況

居住状況の内訳は、表1-41のとおりである。

家族と同居の者は、年少群(88.3%)が最も多く、中間群(85.6%)、年長群(75.7%)の順に少なくなっている。

年長群では、アパート・下宿・間借り・寮が7.6%と、中間群(2.1%)、年少群(0.4%)に比べて多くなっている。

シ 保護者

居住状況の内訳は、表1-42のとおりである。

保護者が実母の者は、年少群で41.4%と、中間群(40.2%)、年長群(34.9%)と比べて多くなっている。

一方、保護者が実父母の者は、年少群が32.1%で、中間群(34.1%)、年長群(36.6%)

と比べて少なくなっている。

ス 保護者の職業

保護者の職業の内訳は、表1-43のとおりである。

保護者の職業については、年齢層による大きな差は見られない。

セ 本人の職業

本人の職業の内訳は、表1-44のとおりである。

年少群では、無職者（学生・生徒）が82.3%と大部分を占める。

中間群では、無職者（その他）が44.3%，無職者（学生・生徒）が19.4%，有職者が36.3%であり、有職者の職種は技能工等（建設関係）が多い。

年長群では、無職者が47.6%で最も多く、有職者が43.4%，無職者（学生・生徒）が9.0%であり、有職者の職種は技能工等（建設関係）が多くなっている。

ソ 家庭の生活程度

家庭の生活程度の内訳は、表1-45のとおりである。

家庭の生活程度については、年齢層による大きな差は見られない。

タ 教育程度

教育程度の内訳は、表1-46のとおりである。

年少群では、中学在学（73.1%）が最も多く、次いで中学卒業（14.1%），高校在学（9.4%）の順となっている。

中間群では、中学卒業（43.0%）が最も多く、次いで高校中退（35.8%），高校在学（20.7%）の順になっている。

年長群では、高校中退（46.7%）が最も多く、次いで中学卒業（34.5%），高校在学（8.8%）の順になっている。

チ 精神診断

精神診断の内訳は、表1-47のとおりである。

精神診断については90%以上が「なし」であり、年齢層による大きな差は見られない。

ツ 知能指数

知能指数の内訳は、表1-48のとおりである。

年少群では、90～99（26.1%），が最も多く、次いで80～89（24.3%），70～79（20.3%），100～109（12.9%）が多い。

中間群では、90～99（31.0%），が最も多く、次いで80～89（21.4%），100～109（20.1%）が多い。

年長群では、90～99（27.1%）が最も多く、次いで100～109（23.6%），80～89（17.7%）が多い。

テ 鑑別判定

鑑別判定の内訳は、表1-49のとおりである。

最も多い鑑別判定は、収容保護（中等・長期）で60.8%、次いで収容保護（中等・一般短期）の14.2%、収容保護（初等・長期）の12.3%となっている。

年少群では、収容保護（初等・長期）が65.1%で最も多く、次いで収容保護（初等・一般短期）の12.8%となっている。

中間群では、収容保護（中等・長期）が73.6%で最も多く、次いで収容保護（中等・一般短期）の20.1%となっている。

年長群では、収容保護（中等・長期）が72.5%で最も多く、次いで収容保護（中等・一般短期）の13.9%、収容保護（特別）の3.8%の順となっている。

ト 医療措置

医療措置の内訳は、表1-50のとおりである。

医療措置を要する者は、15.2%であり、年長群（17.6%）、年少群（14.4%）、中間群（13.3%）の順となっている。

ナ 審判決定

審判決定の内訳は、表1-51のとおりである。

最も多い審判決定は、少年院送致（中等）の79.6%であり、次いで少年院送致（初等）の16.5%となっている。

年少群では、少年院送致（初等）が87.5%で最も多く、次いで少年院送致（中等）の10.6%となっている。

中間群では、少年院送致（中等）が98.2%と大部分を占めている。

年長群では、少年院送致（中等）が93.0%で最も多く、次いで少年院送致（特別）の4.3%、少年院送致（医療）の2.8%の順となっている。

ニ 処遇課程等

処遇課程等の内訳は、表1-52のとおりである。

処遇課程等では、 V_2 が42.0%で最も多く、次いでSGの22.6%、 G_1 の10.3%、 E_1 の7.0%の順となっている。

年少群では、 E_1 が37.2%で最も多く、次いで V_2 の22.2%、SEの15.6%となっている。

中間群では、 V_2 が52.2%で最も多く、次いでSGの28.8%、 G_1 の5.7%となっている。

年長群では、 V_2 が40.9%で最も多く、次いでSGの22.0%、 G_1 の19.7%となっている。

ヌ 試験観察歴

試験観察歴の内訳は、表1-53のとおりである。

試験観察歴のない者は、85.3%で各群ともほぼ同じである。試験観察歴ありの者は14.6%で、在宅は年少群で13.8%、中間群で13.0%、年長群で11.7%と大きな差は見られないが、補導委託は年長群で2.8%と他の群よりやや多くなっている。

ネ 前回処分

前回処分の内訳は、表1-54のとおりである。

前回何らかの処分を受けた者は77.6%とかなり多く、前回処分なしの者は22.4%と少ない。

年少群では、処分なしが49.6%と約半数を占め、次いで、保護観察の28.8%、審判不開始・不処分の12.4%、児童自立支援施設等送致の5.7%の順となっており、少年院送致は2.0%と少ない。

中間群では、保護観察が44.4%と最も多く、次いで審判不開始・不処分の25.9%、処分なしの17.7%、少年院送致の9.3%の順となっている。

年長群では、保護観察が43.7%と最も多く、次いで審判不開始・不処分の22.7%、少年院送致の16.7%の順となっており、処分なしは14.5%と少ない。

ノ 本件非行までの期間

本件非行までの期間の内訳は、表1-55のとおりである。

前回処分後に再非行した者(2,910名)について、本件非行までの期間を見ると、6か月を超え1年以内の者が18.1%と最も多く、次いで3か月を超え6か月以内が15.4%、1か月を超え3か月以内が11.0%の順となっている。

年少群では、3か月を超え6か月以内の者が13.2%と最も多く、次いで1か月を超え3か月以内が11.7%、6か月を超え1年以内が9.9%の順となっている。

中間群では、6か月を超え1年以内の者が20.0%と最も多く、次いで3か月を超え6か月以内が19.2%、1か月を超え3か月以内が12.7%、1年を超え1年6か月以内が12.0%の順となっている。

年長群では、6か月を超え1年以内の者が20.0%と最も多く、次いで2年を超える者が13.2%、3か月を超え6か月以内が12.7%、1年を超え1年6か月以内が12.0%の順となっている。

2 少年院入院者の全数調査①(調査票I)

平成22年7月から9月の間に、新収容者として全国の少年院に入院した少年(1,002名)を調査対象とした。

全体の集計に加えて、年齢による特質の違いを検討するため、15歳以下を「年少群」、16歳・17歳を「中間群」、18歳・19歳を「年長群」として、年齢層による集計を行った。

なお、調査項目は、少年鑑別所入所少年の特質について年齢層ごとの比較を行った多田・竹下(2008)を参考に作成し、必要に応じて少年院在院者対象用に加筆修正を行った。

(1) 基本属性

ア 性別

性別の内訳は、表2-1のとおりである。

男子が903名と全体の90.1%を占め、女子は99名(9.9%)である。

年少群では女子が18.5%であり、中間群(9.7%)、年長群(5.8%)と比べて群内に占める割合が大きい。

イ 年齢

年齢の内訳は、表2-2のとおりである。

17歳(21.2%)が最も多く、次いで18歳(20.6%)、19歳(20.6%)、16歳(17.8%)となっており、平均は16.96歳である。

年齢層ごとの人数は、年少群が200名(20.0%)、中間群が390名(38.9%)、年長群が412名(41.1%)である。

ウ 国籍

国籍の内訳は、表2-3のとおりである。

年齢層による大きな差は見られない。

(2) 非行の態様

ア 非行名

① 非行名(主非行から三つまで合せて集計)

非行名の内訳は、表2-4-1のとおりである。

窃盗が43.2%と最も多く、次いで道路交通法違反(22.2%)、傷害(20.3%)、恐喝(8.3%)となっている。

年少群では、窃盗(50.5%)、傷害(28.5%)、ぐ犯(13.0%)、道路交通法違反(11.5%)、強制わいせつ・同致致死傷(6.5%)の順に多い。

中間群では、窃盗(41.5%)、道路交通法違反(30.0%)、傷害(21.5%)、恐喝(9.7%)、ぐ犯(6.9%)の順に多い。

年長群では、窃盗(41.3%)、道路交通法違反(19.9%)、傷害(15.0%)、恐喝(8.7%)、覚せい剤取締法違反(7.0%)の順に多い。

② 非行名(その他)

非行名におけるその他の内訳は表2-4-2のとおりである。

住居侵入(10.7%)が最も多く、次いで建造物損壊・器物損壊(3.5%)、公務執行妨害(1.8%)、大麻取締法違反(1.6%)、銃砲刀剣類所持等取締法違反(1.5%)、放火(1.4%)、軽犯罪法違反(1.1%)となっている。

イ 非行時の身上

非行時の身上の内訳は表2-5のとおりである。

該当なしが全体の39.7%を占め、次いで1号観察(36.2%)、2号観察(17.9%)となっている。

年少群では、該当なしの者が55.0%と、中間群(36.7%)、年長群(35.2%)と比べてやや多い。

年長群では、2号観察中の者が28.9%であり、年少群(4.0%)、中間群(13.3%)

と比べて多い。

ウ 非行の動機

非行の動機の内訳は表2-6のとおりである。なお、複数の非行名がある場合、主非行について回答している。

「お金や物が欲しくて」が28.8%と最も多く、次いで「かっとなって」(14.7%)、「乗りたくて」(9.7%)、「遊び」(8.3%)が多い。

年少群では、「かっとなって」(21.5%)や「うさ晴らし」(11.0%)が他の年齢層と比べて多い。

エ 被害の状況

複数の非行名がある場合、主非行による被害の状況について回答している。

① 身体的被害

身体的被害の内訳は表2-7-1のとおりである。

身体的被害を与えた者は291名(29.0%)である。被害の程度は1月未満の者が多い。

年少群では、身体的被害を与えた者が74名と年少群全体の37.0%を占めており、中間群(106名, 27.2%)、年長群(111名, 26.9%)よりも割合が高い。被害の程度の内訳を見ると、1月未満の者(30.0%)が中間群(20.3%)、年長群(20.9%)と比べてやや多い。

② 経済的被害

経済的被害の内訳は表2-7-2のとおりである。

経済的被害を与えた者は555名(55.4%)である。被害金額を見ると、1万円以上10万円未満(22.6%)が最も多く、次いで10万円以上(21.5%)、千円以上1万円未満(9.4%)である。

年少群では、被害金額1万円以上10万円未満(24.5%)と10万円以上(24.5%)が最も多く、中間群では1万円以上10万円未満(22.8%)が最も多く、年長群では10万円以上(25.5%)が最も多い。

③ 被害者との関係

被害者との関係の内訳は表2-8-1のとおりである。

被害者のいる者は757名(75.6%)である。被害者との関係を見ると、その他(面識なし)が50.9%を占める。

年少群では、被害者と面識のない者が47.5%で中間群(50.3%)、年長群(53.2%)と比べて少なく、その他(面識あり)の者が23.0%と、中間群(10.8%)、年長群(12.6%)と比べて多い。

④ 被害者の年齢

被害者の年齢の内訳は表2-8-2のとおりである。

被害者が成人である者が42.5%を占め、少年の被害者は26.1%である。

年長群では、少年が被害者である者が22.6%と、年少群（33.0%）、中間群（26.4%）と比べて少ない。

オ 共犯関係

複数の非行名がある場合、主非行の共犯関係について回答している。

① 共犯数

共犯数の内訳は表2-9-1のとおりである。

単独犯が38.1%であり、共犯の数は4人以上（21.4%）、2人（19.1%）、3人（16.2%）の順に多い。

年長群では、単独犯が46.4%と、年少群（35.0%）、中間群（31.0%）と比べて多く、共犯数は4人以上が15.8%と、年少群（22.0%）、中間群（26.9%）と比べて少なくなっている。

② 共犯種類

共犯種類の内訳は表2-9-2のとおりである。

遊び仲間が34.8%を占め、次いで不良集団（14.0%）、学校仲間（7.0%）の順となっている。

年少群では、学校仲間が19.0%と、遊び仲間次いで多く、中間群では、不良集団が18.2%と、他の年齢層に比べてやや多い。

③ 共犯役割

共犯の中での本人の役割の内訳は表2-9-3のとおりである。

同格が33.9%で最も多く、次いで従属（15.4%）、主導（11.3%）となっている。

年長群では、同格が22.6%と、年少群（44.0%）、中間群（40.8%）と比べて少ない。

④ 成人共犯

成人共犯の有無の内訳は表2-9-4のとおりである。

成人共犯がいる者は全体の10.7%である。

年長群では、成人の共犯がいる者が17.7%であり、年少群（3.0%）、中間群（7.2%）と比べて多い。

(3) 処分歴

ア 保護処分歴

① 少年鑑別所入所回数

少年鑑別所入所回数の内訳は表2-10のとおりである。

入所1回の者が41.9%と最も多く、2回（34.8%）、3回（15.3%）の順となっている。

入所1回の者の割合は、年少群（63.0%）、中間群（38.5%）、年長群（35.0%）の順に少なくなっており、中間群では、2回（39.0%）の者が最も多い。

② 審判不開始歴

審判不開始歴の内訳は表2-11のとおりである。

審判不開始歴のない者が71.6%を占める。

年少群では、審判不開始歴のない者が87.5%を占め、中間群(72.8%)、年長群(62.6%)と比べて多い。

③ 不処分歴

不処分歴の内訳は表2-12のとおりである。

不処分歴のない者が78.3%を占める。

年少群では、不処分歴のない者が95.0%を占め、中間群(76.4%)、年長群(72.1%)と比べて多い。

④ 試験観察(在宅)歴

試験観察(在宅)歴の内訳は表2-13-1のとおりである。

試験観察(在宅)歴のない者が84.4%を占め、年齢層による大きな差は見られない。

⑤ 試験観察(補導委託)歴

試験観察(補導委託)歴の内訳は表2-13-2のとおりである。

試験観察(補導委託)歴のない者が97.0%を占め、年少群では試験観察(補導委託)歴のある者はいない。

⑥ 保護観察歴

保護観察歴の内訳は表2-14のとおりである。

保護観察歴のある者は全体の56.6%である。

年少群では、保護観察歴のある者が30.5%であり、年長群(65.3%)、中間群(60.8%)と比べて少ない

保護観察の回数は1回の者が多く、年長群(42.5%)、中間群(47.9%)では各群の4割以上を占める。

⑦ 児童自立支援施設送致歴

児童自立支援施設送致歴の内訳は表2-15のとおりである。

児童自立支援施設送致歴のない者が95.6%を占め、年齢層による大きな差は見られない。

⑧ 少年院送致歴

少年院送致歴の内訳は表2-16のとおりである。

少年院送致歴のある者は全体の21.7%であり、その回数は1回の者が大部分を占める。

年長群では、少年院送致歴のある者は33.5%と、年少群(5.5%)、中間群(17.4%)と比べて多く、送致回数1回の者が28.6%である。

⑨ 知事・児童相談所長等送致歴

知事・児童相談所長等送致歴の内訳は表2-17のとおりである。

知事・児童相談所長等送致歴のない者が98.5%を占め、年齢層による大きな差は見られない。

イ 刑事処分歴

① 罰金刑

罰金刑の内訳は表2-18-1のとおりである。

罰金刑の処分を受けたことのない者が98.0%を占める。

② 猶予刑

猶予刑の内訳は表2-18-2のとおりである。

猶予刑の処分を受けたことのある者はいない。

③ 服役刑

服役刑の内訳は表2-18-3のとおりである。

服役刑の処分を受けたことのある者はいない。

④ その他の刑事処分

その他の刑事処分の内訳は表2-18-4のとおりである。

その他の刑事処分を受けたことのある者はいない。

ウ 再非行期間

再非行期間の内訳は表2-19のとおりである。

前回処分なしの者が24.8%と最も多く、次いで6か月を超え1年以内(16.0%)、3か月を超え6か月以内(14.1%)、1か月を超え3か月以内(11.3%)、1年を超え1年6か月以内(10.1%)の順となっている。

年少群では、前回処分なしが47.5%と最も多く、再非行期間は3か月を超え6か月以内(14.0%)、1か月以内(11.5%)、1か月を超え3か月以内(10.5%)の順となっている。

中間群では、前回処分なしが18.7%であり、再非行期間は6か月を超え1年以内(19.5%)、3か月を超え6か月以内(17.2%)、1か月を超え3か月以内(11.8%)の順となっている。

年長群では、前回処分なしが19.4%であり、再非行期間は6か月を超え1年以内(15.8%)、1年を超え1年6か月以内(13.8%)、2年を超える(12.6%)の順となっている。

エ 非行初発年齢

非行初発年齢の内訳は表2-20のとおりである。

14歳が27.4%と最も多く、次いで13歳(20.5%)、15歳(13.9%)、12歳(10.0%)となっており、14歳、13歳の順に多い点については、年齢層による違いは見られない。

オ 非行の範囲

財産犯、凶悪犯、粗暴犯、性犯罪、薬物犯、交通犯罪、その他の犯罪について、

これまで警察補導以上の取扱いを受けたことがある者の数をまとめたものが表2-21である。

① 財産犯

財産犯により警察補導以上の取扱いを受けたことがある者は78.1%に上る。年齢層による大きな差は見られない。

② 凶悪犯

凶悪犯により警察補導以上の取扱いを受けたことがある者は5.0%である。年長群では7.7%と、年少群(2.6%)、中間群(3.7%)と比べて多い。

③ 粗暴犯

粗暴犯により警察補導以上の取扱いを受けたことがある者は40.7%である。年少群では46.4%と、中間群(40.3%)、年長群(41.4%)と比べてやや多い。

④ 性犯罪

性犯罪により警察補導以上の取扱いを受けたことがある者は7.0%である。中間群で5.1%と、年少群(8.7%)、年長群(8.5%)と比べてやや少ない。

⑤ 薬物犯

薬物犯により警察補導以上の取扱いを受けたことがある者は11.0%である。年長群では14.5%と、年少群(5.1%)、中間群(11.2%)と比べて多い。

⑥ 交通犯罪

交通犯罪により警察補導以上の取扱いを受けたことがある者は54.5%である。中間群では64.0%、年長群では56.9%と半数を超えるが、年少群では39.8%にとどまる。

⑦ その他の犯罪

その他の犯罪により警察補導以上の取扱いを受けたことがある者は18.5%である。

年齢層による大きな差は見られない。

(4) 問題行動歴

ア 不良集団関係

不良集団所属状況をまとめたものが表2-22である。

① 不良生徒・学生集団

不良生徒・学生集団所属歴のある者は30.3%を占め、13.6%は半年以内に所属している。

年少群では、不良生徒・学生集団所属歴のある者が42.5%、半年以内に所属しているのは35.0%と、他の年齢層と比べて多い。

② 地域不良集団

地域不良集団所属歴のある者は39.3%で、33.9%は半年以内に所属している。

中間群で所属歴のある者は45.6%で、41.5%は半年以内に所属しており、他の年

年齢層と比べて多い。

③ 暴走族

暴走族所属歴のある者は20.4%で、12.7%は半年以内に所属している。

年少群では、所属歴のある者が10.5%と、他の年齢層と比べて少ない。

中間群では、所属歴のある者が24.9%、半年以内に所属している者が21.0%であり、いずれも他の年齢層と比べて多い。

年長群では、所属歴のある者は20.9%であるが、半年以内に所属している者は6.8%にとどまる。

④ 暴力団

暴力団所属歴のある者は4.0%、半年以内に所属している者は2.4%である。

年長群では、所属歴のある者が6.6%、半年以内に所属している者が4.1%であり、他の年齢層と比べて多い。

⑤ その他の不良集団

その他の不良集団に所属歴のある者は4.3%、半年以内に所属している者は2.9%である。

年長群では、所属歴のある者が5.6%、半年以内に所属している者が3.6%であり、他の年齢層と比べてやや多い。

⑥ 不良集団所属

何らかの不良集団に半年以内に所属している者は、全体の53.2%を占める。

年少群で60.0%、中間群で65.4%と、ともに6割台である。一方、年長群では、38.3%となっている。

⑦ 不良集団内の立場

不良集団に半年以内に所属する者の不良集団内の立場の内訳は表2-23のとおりである。

不良集団内の立場は、周辺的である者が30.7%であり、中心的である者(19.3%)よりも多い。

年齢層による大きな差は見られない。

イ 薬物濫用歴

薬物使用の状況をまとめたものが表2-24である。

① 麻薬

麻薬使用歴があるのは全体の2.1%で、1.2%は半年以内に使用している。

使用歴のある者は年齢層が上がるほど多いが、その割合は低く、年長群でも、使用歴のある者が3.9%、半年以内に使用している者が2.4%である。

② あへん

あへん使用歴があるのは全体の0.2%と少ない。

③ 大麻

大麻使用歴があるのは全体の11.3%で、5.2%は半年以内に使用している。

使用歴のある者、半年以内に使用している者ともに年齢層が上がるほど多く、年長群では、使用歴のある者が15.5%、半年以内に使用している者が7.0%である。

④ 覚せい剤

覚せい剤使用歴があるのは全体の7.4%で、5.2%は半年以内に使用している。

使用歴のある者、半年以内に使用している者ともに年齢層が上がるほど多く、年長群では、使用歴のある者が11.2%、半年以内に使用している者が8.0%である。

⑤ 有機溶剤

有機溶剤使用歴があるのは11.0%で、5.4%は半年以内に使用している。

使用歴のある者、半年以内に使用している者ともに年齢層が上がるほど多く、年長群では、使用歴のある者が14.1%、半年以内に使用している者が6.6%である。

⑥ その他の薬物

その他の薬物の使用歴があるのは8.8%で、3.3%は半年以内に使用している。

使用歴のある者、半年以内に使用している者ともに年齢層が上がるほど多い。

⑦ 薬物使用歴

何らかの薬物を使用したことのある者は25.2%、半年以内に使用しているのは12.6%である。

使用歴のある者、半年以内に使用している者ともに年齢層が上がるほど多く、年長群では33.5%に何らかの薬物使用歴があり、17.0%は半年以内に使用している。

ウ 問題行動歴

17項目の問題行動について経験の有無をまとめたものが表2-25である。

① 無免許運転歴

無免許運転歴のある者は71.0%を占め、48.0%は半年以内に行っている。

中間群では、無免許運転歴のある者が77.4%と他の年齢層と比べて多い。

年長群では、無免許運転歴のある者は66.5%であるが、半年以内に行っている者は40.0%であり、他の年齢層と比べて少ない。

② 暴走行為歴

暴走行為歴のある者は34.7%であり、19.9%は半年以内に行っている。

中間群では、暴走行為歴のある者が42.3%、半年以内に行っている者が30.0%であり、ともに他の年齢層と比べて多い。

年少群では、暴走行為歴のある者が12.1%と、他の年齢層と比べて少ない。

③ 万引き歴

万引き歴のある者は76.2%を占め、37.5%は半年以内に行っている。

年齢層が下がるほどその割合は高く、年長群では70.6%に万引き歴があり、27.2%が半年以内に行っているのに対して、年少群では82.0%に万引き歴があり、

52.0%は半年以内に行っている。

④ 恐喝歴

恐喝歴のある者は20.1%であり、9.9%は半年以内に行っている。

恐喝歴のある者、半年以内に行っている者ともに年齢層による大きな差は見られない。

⑤ 喫煙歴

喫煙歴のある者は75.9%を占め、66.0%は半年以内に行っている。

喫煙歴のある者、半年以内に喫煙している者ともに年齢層が上がるほど多く、年長群では、喫煙歴のある者が80.1%、半年以内に喫煙している者が70.4%である。

⑥ 飲酒歴

飲酒歴のある者は60.3%を占め、50.0%は半年以内に行っている。

年少群では、飲酒歴のある者が52.5%、半年以内に行っている者が40.5%であり、他の年齢層と比べて少ない。

⑦ 深夜徘徊歴

深夜徘徊歴のある者は75.0%を占め、61.4%は半年以内に行っている。

年少群では、深夜徘徊歴のある者が67.0%であり、他の年齢層と比べてやや少ない。

⑧ 自傷歴

自傷歴のある者は21.1%であり、7.2%は半年以内に行っている。

自傷歴のある者、半年以内に行っている者ともに年齢層による大きな差は見られない。

⑨ 自殺企図歴

自殺企図歴のある者は8.3%であり、2.7%は半年以内に行っている。

自殺企図歴のある者には年齢層による大きな差は見られないが、半年以内に行っている者は年齢層が上がるほど少なくなっており、年長群で1.9%である。

⑩ 校内暴力歴

校内暴力歴のある者が30.1%であり、6.3%は半年以内に行っている。

年少群では、校内暴力歴のある者が37.0%、半年以内に行っている者が22.0%であり、他の年齢層と比べて多い。

⑪ いじめ加害歴

いじめ加害歴のある者は22.2%、半年以内に行っている者は3.9%である。

年少群では、いじめ加害歴のある者は23.5%と、他の年齢層と比べて大きな差は見られないが、半年以内に行っている者は9.0%であり、他の年齢層と比べて多い。

⑫ いじめ被害歴

いじめ被害歴のある者は25.6%であり、2.8%は半年以内に被害を受けている。

年長群では、いじめ被害歴のある者は28.9%であり、年少群(23.5%)、中間群(23.3%)と比べてやや多い。

半年以内にいじめ被害を受けている者は年齢層が下がるほど多く、年少群で4.5%である。

⑬ 不登校歴

不登校歴のある者は45.8%であり、10.2%は半年以内に不登校の経験がある。

不登校歴のある者、半年以内に不登校の経験がある者ともに年齢層が下がるほど多く、年少群では不登校歴のある者が52.0%を占め、半年以内に不登校の経験がある者が30.5%である。

⑭ 家庭内暴力歴

家庭内暴力歴のある者は14.1%であり、5.1%は半年以内に行っている。

家庭内暴力歴のある者の割合は年齢層による大きな差は見られないが、半年以内に行っている者は年齢層が下がるほど多く、年少群で6.0%である。

⑮ 家財持ち出し歴

家財持ち出し歴のある者は21.0%であり、5.8%は半年以内に行っている。

家財持ち出し歴のある者の割合は年齢層によって大きな差は見られないが、半年以内に行っている者は年少群で7.0%と、中間群(5.4%)、年長群(5.6%)と比べてやや多い。

⑯ 家出歴

家出歴のある者は49.8%であり、25.1%は半年以内に行っている。

家出歴のある者、半年以内に行った者ともに年齢層が下がるほど多く、年少群では家出歴のある者が55.0%、半年以内に行った者が32.5%となっている。

⑰ 文身

文身のある者は43.6%であり、35.6%はいたずら程度のもの、8.0%は本格的なものである。

文身のある者は、年少群が33.0%であり、中間群(44.9%)、年長群(47.6%)と比べて少ない。

本格的な文身のある者は、年長群が13.6%であり、年少群(0.0%)、中間群(6.2%)と比べて多い。

(5) 家族関係

ア 居住状況

居住状況の内訳は、表2-26のとおりである。

居住状況は家族と同居の者が82.7%を占める。

年長群では、家族と同居の者が73.1%と、年少群(90.5%)、中間群(89.0%)と比べて少なく、アパート・下宿・間借り・寮(6.3%)と、同棲(3.9%)が他の年齢層と比べて多い。

イ 保護者

保護者の内訳は、表2-27のとおりである。

保護者が実母の者が37.2%と最も多く、次いで実父母(32.0%)、実父(12.3%)、養父実母(10.3%)となっている。

年少群では、実母が44.0%であり、他の年齢層と比べてやや多い。

ウ 保護者の職業

保護者の職業の内訳は、表2-28のとおりである。

無職者は16.9%である。職業の種類では、技能工、採掘・製造・建設作業及び労務作業が24.0%と最も多く、次いでサービス職業が18.3%となっている。

年少群では、保護者が無職者である者が22.0%であり、他の年齢層と比べてやや多い。

エ 家庭の生活程度

家庭の生活程度の内訳は、表2-29のとおりである。

家庭の生活程度については、普通が62.8%と最も多く、次いで貧困が33.5%を占める。

家庭の生活程度については、年齢層による大きな差は見られない。

オ 父との関係

父との関係の内訳は、表2-30のとおりである。

父との関係に何らかの問題がある者は43.3%であり、問題なしは29.2%、該当なしが27.3%である。問題の種類では、疎遠が17.1%で最も多く、次いでその他の問題(13.4%)、対立(10.1%)となっている。

父との関係に問題がある者の割合とその種類には年齢層による大きな差は見られない。

カ 母との関係

母との関係の内訳は、表2-31のとおりである。

母との関係に何らかの問題がある者は49.6%であり、問題なしは39.6%、該当なしが10.7%である。問題の種類では、その他の問題が17.8%で最も多く、次いで疎遠(12.4%)、依存(10.7%)となっている。

年少群では、母との関係に何らかの問題がある者が58.5%であり、他の年齢層と比べて多い。

キ 家族の特徴

以下に挙げる家族の特徴について、該当する者の数を示したものが表2-32である。

① 親の離婚

親の離婚がある者は62.8%である。

親の離婚の有無については、年齢層による大きな差は見られない。

② 離散

家族の離散がある者は12.5%である。

離散の有無については、年齢層による大きな差は見られない。

③ 経済的困窮

家族に経済的困窮のある者は31.9%である。

経済的困窮の有無については、年齢層による大きな差は見られない。

④ 酒乱者

家族に酒乱者がいる者は8.1%である。

酒乱者の有無については、年齢層による大きな差は見られない。

⑤ 被虐待

家族からの虐待がある者は16.7%である。

虐待のある者が年少群では23.5%であり、他の年齢層と比べて多い。

⑥ 犯罪・非行者

家族に犯罪・非行者のある者は23.3%である。

犯罪・非行者のある者が年少群では29.0%と、他の年齢層と比べて多い。

⑦ 自殺者

家族に自殺者のある者は2.3%である。

自殺者の有無については、年齢層による大きな差は見られない。

⑧ 精神障害者

家族に精神障害者のある者は7.0%である。

精神障害者の有無については、年齢層による大きな差は見られない。

⑨ 家族間葛藤

家族間葛藤がある者は40.9%である。

家族間葛藤の有無については、年齢層による大きな差は見られない。

⑩ 指導力欠如

家族の指導力が欠如している者は71.7%を占める。

指導力欠如については、年齢層による大きな差は見られない。

⑪ その他の問題

家族にその他の問題がある者は17.8%である。

その他の問題の有無については、年齢層による大きな差は見られない。

⑫ 家族の特徴

①から⑪までの家族の特徴のうちいずれかの項目に該当する者が93.0%を占めており、年齢層による大きな差は見られない。

ク 保護者との面会

保護者との面会回数の内訳は、表2-33のとおりである。

5回以上が32.0%と最も多く、次いでなし(18.1%)、1回(15.8%)、2回(15.1%)

となっている。

年少群では、5回以上が38.5%を占め、他の年齢層と比べて多い。年長群では、なしが23.5%であり、他の年齢層と比べて多い。

ケ 保護者からの受信

保護者からの受信回数の内訳は、表2-34のとおりである。

なしが57.0%を占め、次いで1回(19.6%)、2回(9.4%)となっている。

年長群では、なしが62.6%と、他の年齢層と比べて多い。

コ 保護者への発信

保護者への発信回数の内訳は、表2-35のとおりである。

なしが37.4%と最も多く、次いで1回(24.7%)、2回(16.0%)となっている。

保護者への発信回数については、年齢層による大きな差は見られない。

(6) 適応状況等

ア 教育程度

教育程度の内訳は、表2-36のとおりである。

中学卒業が33.5%と最も多く、次いで高校中退(30.8%)、高校在学(16.0%)となっている。

年少群では、中学在学(61.0%)が最も多く、次いで中学卒業(20.0%)、高校在学(13.0%)となっている。

中間群では、中学卒業(39.5%)が最も多く、次いで高校中退(31.0%)、高校在学(25.6%)となっている。

年長群では、高校中退(43.2%)が最も多く、次いで中学卒業(34.5%)となっている。

イ 学校適応

中学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学に在学中の者の学校適応の状況は以下のとおりである。学校在学中の者は、年少群で147名、中間群で105名、年長群で44名の計296名である。

① 学校生活への意欲

学校生活への意欲の内訳は、表2-37のとおりである。

学校生活への意欲がある者は36.5%である。

年少群では23.8%、中間群では43.8%、年長群61.4%と、年齢層が上がるにつれて意欲のある者が多くなっている。

② 怠学の有無

怠学の内訳は、表2-38のとおりである。

怠学のある者は65.2%である。

年少群では72.8%、中間群では62.9%、年長群では45.5%と、年齢層が上がるにつれて怠学のある者は少なくなっている。

③ 学業成績

学業成績の内訳は、表2-39のとおりである。

学業成績は、下位の者が78.7%を占め、中位が17.2%、上位は3.0%である。

学業成績下位の者は年少群で88.4%、中間群で72.4%、年長群で61.4%と年齢層が上がるにつれて少なくなり、学業成績中位の者は年少群で8.8%、中間群で21.9%、年長群で34.1%と、年齢層が上がるにつれて多くなっている。

④ 同級生との関係

同級生との関係の内訳は、表2-40-1のとおりである。

同級生との関係は、問題ありの者が36.1%である。

年少群では問題ありの者が53.1%であり、中間群(20.0%)、年長群(18.2%)と比べて多い。

⑤ 教師との関係

教師との関係の内訳は、表2-40-2のとおりである。

教師との関係は、問題ありの者が26.2%である。

年少群では問題ありの者が42.9%を占め、中間群(12.4%)、年長群(6.8%)と比べて多い。

⑥ 校内での問題行動

校内での問題行動の内訳は、表2-41のとおりである。

校内で問題行動のある者は、46.3%である。

年少群では72.1%を占めるが、中間群では24.8%、年長群では11.4%にとどまる。

⑦ 校内での非行

校内での非行の内訳は、表2-42のとおりである。

校内で非行のある者は、25.7%である。

年少群では42.2%であるが、中間群では、12.4%、年長群では2.3%にとどまる。

⑧ 進路の明確さ

進路の明確さの内訳は、表2-43のとおりである。

進路の明確さは、どちらかといえば不明確である者が40.2%と最も多く、次いで、不明確である者が33.4%、どちらかといえば明確である者が17.9%である。

進路が不明確である者は、年少群が29.3%、中間群が36.2%、年長群が40.9%と年齢層が上がるにつれて多くなっている。

ウ 職業

職業の内訳は、表2-44のとおりである。

無職者が35.6%、有職者(学生・生徒を除く)が34.8%、学生・生徒が29.5%である。有職者の職種は技能工等(建設関係)が16.8%で最も多い。

年少群では学生・生徒が73.5%と大部分を占め、無職者が20.5%である。

中間群では、有職者が38.2%、学生・生徒が26.9%、無職者が34.9%である。有職者の職種では技能工等（建設関係）が最も多い。

年長群では、有職者が45.6%、無職者が43.7%であり、学生・生徒は10.7%である。有職者の職種は技能工等（建設関係）が最も多い。

エ 職場適応

有職者（学生・生徒を除く）の職場適応の状況は以下のとおりである。有職者は、年少群で12名、中間群で149名、年長群で188名の計349名である。

① 就労意欲

就労意欲の内訳は、表2-45のとおりである。

就労意欲がある者は、全体の74.2%を占める。

就労意欲には、年齢層による大きな差は見られない。

② 就業状況

就業状況の内訳は、表2-46のとおりである。

就業状況では、問題ありの者が36.1%である。

就業状況には、年齢層による大きな差は見られない。

③ 就業期間

就業期間の内訳は、表2-47のとおりである。

就業期間は、1か月を超え3か月以内の者が25.2%で最も多く、次いで1か月以内が24.6%、3か月を超え6か月以内が20.9%、6か月以上1年以内が14.3%となっている。

年少群では、1か月以内が50.0%と他の年齢層と比べて多い。

④ 同僚との関係

同僚との関係の内訳は、表2-48-1のとおりである。

同僚との関係は、問題ありの者は13.2%である。

同僚との関係に問題がある者には、年齢層による大きな差は見られない。

⑤ 上司との関係

上司との関係の内訳は、表2-48-2のとおりである。

上司との関係は、問題ありの者は12.3%である。

年少群では、問題ありの者が33.3%であり、他の年齢層と比べて多い。

⑥ 犯罪性のある同僚との交際

犯罪性のある同僚との交際の内訳は、表2-48-3のとおりである。

犯罪性のある同僚との交際がある者は12.3%である。

年少群では、犯罪性のある同僚との交際がある者が50.0%であり、他の年齢層と比べて多い。

⑦ 職場内での犯罪

職場内での犯罪の内訳は、表2-49のとおりである。

職場内での犯罪経験がある者は、3.2%にとどまる。

年齢層が上がるにつれてやや少なくなっているものの、職場内で犯罪経験のある者の割合は低い。

⑧ 就労目標・計画の明確さ

就労目標・計画の明確さの内訳は、表2-50のとおりである。

就労目標・計画の明確さは、どちらかといえば不明確である者が31.5%と最も多く、次いで不明確である者が29.2%、どちらかといえば明確である者が27.5%である。

年少群では、明確である者が16.2%、どちらかといえば明確である者が41.7%であり、他の年齢層と比べてやや多い。

オ 親しい友人グループ

親しい友人グループの内訳は、表2-51のとおりである。

親しい友人グループの種類は、遊び仲間が51.4%を占め、次いで、不良集団(20.6%)、学校仲間(11.8%)である。

年少群では、学校仲間が30.5%であり、中間群(6.7%)、年長群(7.5%)と比べて多い。

中間群では、不良集団が27.7%であり、年少群、年長群(16.0%)と比べて多い。

(7) 精神状況・身体状況

ア 精神診断

精神診断の内訳は、表2-52-1のとおりである。

精神障害がある者は9.2%である。

精神障害については、年齢層による大きな差は見られない。

診断名(疑いを含む)ごとに人数を示したものが表2-52-2である。なお、複数の診断名がある場合は、それぞれ1名ずつとして計上している。

診断名別に見ると、知的障害との診断が2.9%で最も多い。次いで広汎性発達障害(2.5%)、注意欠陥/多動性障害(1.2%)、物質関連障害(1.0%)となっている。

年少群では、注意欠陥/多動性障害(4.0%)が最も多く、次いで広汎性発達障害(3.5%)、行為障害(3.0%)、知的障害(2.5%)となっている。

中間群では、知的障害(2.6%)が最も多く、次いで広汎性発達障害(2.3%)が多い。

年長群では、知的障害(3.4%)が最も多く、次いで広汎性発達障害(2.2%)、物質関連障害(1.7%)、不安障害(1.0%)となっている。

イ 知能指数

① 新田中B式知能検査

新田中B式知能検査による知能指数の内訳は、表2-53-1のとおりである。

新田中B式知能検査による知能指数は、90～99(32.1%)の者が最も多く、次い

で100～109 (20.4%), 80～89 (19.8%), 70～79 (12.5%) の者が多い。

年少群では, 80～89, 90～99 (27.5%) の者が最も多く, 次いで70～79 (19.0%), 100～109 (11.5%) となっている。

中間群では, 90～99 (32.8%) の者が最も多く, 次いで100～109 (21.3%), 80～89 (18.2%), 70～79 (14.1%) となっている。

年長群では, 90～99 (33.7%) の者が最も多く, 次いで100～109 (23.8%), 80～89 (17.5%), 70～79 (7.8%) となっている。

② 個別式知能検査 (実施された者のみ集計)

個別式知能検査による知能指数の内訳は, 表2-53-2のとおりである。

個別式知能検査を実施された者は, 年少群で59名, 中間群で50名, 年長群で41名の計150名である。

個別式知能検査を実施された者のうち, 60～69 (26.0%) が最も多く, 次いで70～79 (25.3%), 80～89 (21.3%) となっている。

年少群では, 70～79 (33.9%) の者が最も多く, 次いで80～89 (18.6%), 60～69, 100～109 (15.3%), 90～99 (11.9%) となっている。

中間群では, 60～69 (30.0%) の者が最も多く, 次いで80～89 (28.0%), 70～79 (18.0%), 59以下 (10.0%) となっている。

年長群では, 60～69 (36.6%) の者が最も多く, 次いで70～79 (22.0%), 59以下 (19.5%), 80～89 (17.1%) となっている。

ウ 医療措置の要否

医療措置の要否の内訳は, 表2-54のとおりである。

医療措置が必要である者は, 10.7%である。

医療措置の要否については, 年齢層による大きな差は見られない。

(8) 鑑別判定

ア 鑑別判定

鑑別判定の内訳は, 表2-55のとおりである。

収容保護 (中等・長期) が63.2%で最も多く, 次いで収容保護 (初等・長期) が14.4%, 収容保護 (中等・一般短期) が13.3%となっている。

年少群では, 収容保護 (初等・長期) が71.0%で最も多く, 次いで収容保護 (初等・一般短期) (10.0%), 収容保護 (中等・長期) (5.5%), 収容保護 (児童自立支援施設等送致) (5.0%) となっている。在宅保護 (保護観察) は, 2.0%にとどまる。

中間群では, 収容保護 (中等・長期) が75.6%で最も多く, 次いで収容保護 (中等・一般短期) が19.5%となっている。

年長群では, 収容保護 (中等・長期) が79.4%で最も多く, 次いで収容保護 (中等・一般短期) が12.1%となっている。保護不適 (検察官送致) は, 1.9%にとど

まる。

イ 審判決定

審判決定の内訳は、表2-56のとおりである。

中等少年院（長期）送致が58.4%で最も多く、次いで中等少年院（一般短期）送致（19.8%）、初等少年院（長期）送致（13.3%）の順となっている。

年少群では、初等少年院（長期）送致が64.0%で最も多く、次いで初等少年院（一般短期）送致が22.5%となっている。

中間群では、中等少年院（長期）送致が66.4%で最も多く、次いで中等少年院（一般短期）送致が29.2%となっている。

年長群では、中等少年院（長期）送致が76.5%で最も多く、次いで中等少年院（一般短期）送致が18.0%となっている。

ウ 処遇課程の細分

処遇課程の細分の内訳は、表2-57のとおりである。

V_2 が44.0%で最も多く、次いでS G（20.4%）、 G_1 （11.4%）、 E_1 （6.6%）、S E（3.9%）、 V_1 （3.7%）、 H_1 （3.7%）、 H_2 （2.8%）となっている。

年少群では E_1 （31.5%）、 V_2 （28.5%）、S E（18.5%）の順に多く、中間群では V_2 （51.3%）、S G（29.5%）、 G_1 （7.4%）の順となっており、年長群では V_2 （44.7%）、 G_1 （20.4%）、S G（18.0%）の順となっている。

エ 審判決定と鑑別判定の関係

鑑別判定と審判決定の関係は、表2-58のとおりである。

鑑別判定と審判決定の関係を見ると、中等少年院（長期）送致決定となった者のうち、96.1%が収容保護（中等・長期）判定の者である。

中等少年院（一般短期）送致決定となった者のうち、63.6%が収容保護（中等・一般短期）判定の者であり、31.8%が収容保護（中等・長期）判定の者である。

初等少年院（長期）送致決定となった者のうち、89.5%が収容保護（初等・長期）判定の者である。

初等少年院（一般短期）送致決定となった者のうち、45.7%が収容保護（初等・長期）判定の者であり、39.1%が収容保護（初等・一般短期）判定の者である。

医療少年院送致決定となった者のうち、81.8%が収容保護（医療）判定の者である。

特別少年院送致決定となった者のうち、66.7%が収容保護（特別）判定の者である。

オ 前回鑑別判定等

前回入所時の鑑別判定の内訳は、表2-59のとおりである。

該当なしが最も多く、42.4%である。鑑別判定では、在宅保護（保護観察）が18.1%で最も多く、次いで収容保護（中等・長期）（17.5%）、収容保護（中等・一

般短期) (7.5%), 収容保護 (初等・長期) (6.2%) となっている。

年齢層ごとに見ると、該当なしは年少群で64.0%と、中間群 (39.7%), 年長群 (34.5%) と比べて多い。

年少群では、次いで在宅保護 (保護観察) が13.0%, 収容保護 (児童自立支援施設等送致) が9.0%, 収容保護 (初等・長期) が8.0%となっている。

中間群では、在宅保護 (保護観察) が22.6%, 次いで収容保護 (中等・長期) が13.3%, 収容保護 (初等・長期) が7.7%, 収容保護 (中等・一般短期) が7.2%となっている。

年長群では、収容保護 (中等・長期) が28.9%, 次いで在宅保護 (保護観察) が16.3%, 収容保護 (中等・一般短期) が11.4%となっている。

カ 前回審判決定等

前回の審判決定等の内訳は、表2-60のとおりである。

該当なしが最も多く、35.9%である。審判決定では、保護観察が27.2%で最も多く、次いで試験観察 (在宅) が9.3%, 中等少年院 (長期) 送致が8.6%となっている。

年齢層ごとに見ると、該当なしは年少群で57.0%と、中間群 (33.3%), 年長群 (28.2%) に比べて多い。

年少群では、次いで保護観察が19.0%, 試験観察 (在宅) が9.5%となっている。

中間群では、保護観察が33.3%, 次いで試験観察 (在宅) が10.0%, 初等少年院 (長期) 送致が4.9%となっている。

年長群では、保護観察が25.5%, 次いで中等少年院 (長期) 送致が17.2%, 試験観察 (在宅) が8.5%, 中等少年院 (一般短期) 送致が7.0%となっている。

3 少年院入院者の全数調査② (調査票Ⅱ)

調査票Ⅰの調査対象と同じ少年に対して、入院前の生活状況や意識に関する自記式の質問紙調査を実施した。在院期間の長短が、調査対象少年の回答結果に与える影響を極力排除するため、入院後間もない考査期間中 (入院後1週間以内を目安) に調査を実施するように各施設に依頼した。

集計に当たっては、一部の項目に未記入や無効回答が認められるものも含めてすべて分析の対象とし、未記入・無効回答の箇所のみを集計から除外しているため、項目によって有効回答数が異なっている。

全体の集計に加えて、性別と年齢による特質の違いを検討するため、男女別による集計と、15歳以下を「年少群」、16歳・17歳を「中間群」、18歳・19歳を「年長群」とした年齢層別による集計を行った。

なお、質問項目は、内閣府 (2009) 及び保木ほか (2005) を参考に作成し、必要に応じて少年院在院者対象用に加筆修正を行った。

(1) 基本属性

ア 性別

性別の内訳は調査票 I と同じであり、表 2-2 のとおりである。

男子が 903 名と全体の 90.1% を占め、女子は 99 名 (9.9%) である。

年少群では女子が 18.5% であり、中間群 (9.7%)、年長群 (5.8%) と比べて群内に占める割合が大きい。

イ 年齢

年齢の内訳は調査票 I と同じであり、表 2-3 のとおりである。

17 歳 (21.2%) が最も多く、次いで 18 歳 (20.6%)、19 歳 (20.6%)、16 歳 (17.8%) となっている。

年齢層ごとの人数は、年少群が 200 名 (20.0%)、中間群が 390 名 (38.9%)、年長群が 412 名 (41.1%) である。

ウ 婚姻歴

婚姻歴の内訳は、表 3-1-1 及び表 3-1-2 のとおりである。

男女別に見ると、男女ともに、「結婚していない」が約 9 割を占めており、性別による大きな差は見られない。

年齢層別に見ると、年長群における「結婚している」(1.5%)、「結婚していないが、事実上の結婚相手がいる」(15.1%) が他の年齢層と比べて多い。

エ 居住状況 (複数回答)

居住状況の内訳は、表 3-2-1 及び表 3-2-2 のとおりである。

同居人について、男女別に見ると、男子では、「母」が 73.8% と最も多く、次いで「兄弟・姉妹」(66.6%)、「父」(53.7%)、「祖父又は祖母」(18.9%)、「恋人」(7.2%)、「友人・ルームメイト・同僚など」(6.2%) となっており、女子では、「母」(56.4%)、「兄弟・姉妹」(55.3%)、「父」(52.5%)、「祖父又は祖母」(17.0%)、「恋人」(17.0%)、「友人・ルームメイト・同僚など」(11.7%)、「結婚相手」(6.4%) の順となっており、男女を比べると、男子では「父」、「母」、「兄弟・姉妹」が多く、女子では「恋人」、「あなたの子ども」が多い。

年齢層別に見ると、年長群における、「一人暮らし」(7.6%)、「結婚相手」(7.4%)、「恋人」(11.1%)、「あなたの子ども」(2.0%)、「友人・ルームメイト・同僚など」(8.8%) が他の年齢層と比べて多い。

(2) 家庭生活

ア 親の指導への従順度

親の指導への従順度の内訳は、表 3-3-1 及び表 3-3-2 のとおりである。

「親の意見にはできる限り従うべきだ」という考え方について、男女別に見ると、男子では、「そう思う」(39.5%)、「どちらかといえばそう思う」(47.3%)、「どちらかといえばそう思わない」(9.4%)、「そう思わない」(3.8%) であり、女子では、「そう思う」(20.1%)、「どちらかといえばそう思う」(51.5%)、「どちらかといえばそう

思わない」(19.2%)、「そう思わない」(9.1%)となっており、男子で「そう思う」が多いのに対して、女子では「そう思う」が少なく、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」が多い。

年齢層別に見ると、年少群における「そう思う」が42.5%でやや多いのに対して、年長群では34.4%とやや少ない。

イ 親からの経済的独立意識

親からの経済的独立意識の内訳は、表3-4-1及び表3-4-2のとおりである。

「子どもは親から経済的に早く独立するべきだ」という考え方について、男女別に見ると、男子では、「そう思う」(33.7%)、「どちらかといえばそう思う」(46.4%)、「どちらかといえばそう思わない」(13.7%)、「そう思わない」(6.3%)であり、女子では、「そう思う」(29.6%)、「どちらかといえばそう思う」(43.9%)、「どちらかといえばそう思わない」(19.4%)、「そう思わない」(7.1%)となっており、男子と比べて女子の方が「どちらかといえばそう思わない」がやや多い。

年齢層別に見ると、年長群における「そう思う」(38.2%)が他の年齢層と比べて多く、「そう思わない」(3.7%)が少ない。

ウ 親を扶養する意識

親を扶養する意識の内訳は、表3-5-1及び表3-5-2のとおりである。

年老いた親を養うことについて、男女別に見ると、男子では、「どんなことをしてでも親を養う」(44.2%)、「自分の生活力に応じて親を養う」(54.1%)、「親自身の力や社会保障などに任せる」(1.7%)であり、女子では、「どんなことをしてでも親を養う」(39.6%)、「自分の生活力に応じて親を養う」(56.3%)、「親自身の力や社会保障などに任せる」(4.2%)となっており、性別による大きな差は見られない。

年齢層による大きな差も見られない。

エ 家庭生活への満足度

家庭生活への満足度の内訳は、表3-6-1及び表3-6-2のとおりである。

男女別に見ると、男子では、「満足」(44.3%)、「やや満足」(31.6%)、「やや不満」(22.9%)、「不満」(7.7%)であり、女子では、「満足」(36.5%)、「やや満足」(22.9%)、「やや不満」(19.8%)、「不満」(20.8%)となっており、男子と比べて女子の方が「不満」が多い。

年齢層別に見ると、年長群における「満足」(39.0%)が他の年齢層と比べて少なく、「やや不満」(19.3%)、「不満」(10.5%)がやや多い。

(3) 学校生活

ア 授業の理解度

授業の理解度の内訳は、表3-7-1及び表3-7-2のとおりである。

「学校の授業の内容はよく分かった」について、男女別に見ると、男子では、「そう思った」(10.6%)、「どちらかといえばそう思った」(17.0%)、「どちらかという」と

「そう思わなかった」(19.6%), 「そう思わなかった」(27.0%) であり, 女子では, 「そう思った」(12.5%), 「どちらかといえばそう思った」(10.4%), 「どちらかというそう思わなかった」(12.5%), 「そう思わなかった」(45.8%) となっており, 男子と比べて女子の方が「そう思わなかった」が多い。

年齢層による大きな差は見られない。

イ 課外活動への満足度

課外活動への満足度の内訳は, 表3-8-1及び表3-8-2のとおりである。

「クラブ活動や部活動は楽しかった」について, 男女別に見ると, 男子では, 「そう思った」(47.1%), 「どちらかといえばそう思った」(18.4%), 「どちらかというそう思わなかった」(4.4%), 「そう思わなかった」(14.3%) であり, 女子では, 「そう思った」(33.3%), 「どちらかといえばそう思った」(15.1%), 「どちらかというそう思わなかった」(3.2%), 「そう思わなかった」(29.0%) となっており, 男子と比べて女子の方が「そう思わなかった」が多い。

年齢層による大きな差は見られない。

ウ 学友以外の友人への満足度

学友以外の友人への満足度の内訳は, 表3-9-1及び表3-9-2のとおりである。

「学校以外の友だちと過ごすほうが楽しかった」について, 男女別に見ると, 男子では, 「そう思った」(29.4%), 「どちらかといえばそう思った」(15.9%), 「どちらかというそう思わなかった」(7.4%), 「そう思わなかった」(20.4%) であり, 女子では, 「そう思った」(35.4%), 「どちらかといえばそう思った」(14.1%), 「どちらかというそう思わなかった」(5.1%), 「そう思わなかった」(11.1%) となっており, 男子と比べて女子の方が「そう思った」が多い。

年齢層による大きな差は見られない。

エ 学校生活への満足度

学校生活への満足度の内訳は, 表3-10-1及び表3-10-2のとおりである。

男女別に見ると, 男子では, 「満足」(23.9%), 「やや満足」(33.7%), 「やや不満」(23.4%), 「不満」(19.0%) であり, 女子では, 「満足」(15.3%), 「やや満足」(29.6%), 「やや不満」(23.5%), 「不満」(31.6%) となっており, 男子と比べて女子の方が「満足」が少なく, 「不満」が多い。

年齢層による大きな差は見られない。

(4) 友人関係

ア 悩みなどを聞いてくれる友人の数

悩みなどを聞いてくれる友人の数の内訳は, 表3-11-1及び表3-11-2のとおりである。

「悩みや不満を聞いてくれる友だち」の人数について, 男女別に見ると, 男子では,

「2～3人」が39.4%で最も多く、次いで「4～5人」(21.2%)、「10人以上」(12.4%)であり、女子では、「2～3人」(46.5%)、「1人」(15.2%)、「10人以上」(14.1%)、「4～5人」(12.1%)の順となっている。

年齢層別に見ると、年少群における「10人以上」(22.0%)が他の年齢層と比べて多い。

イ 親友の数

親友の数の内訳は、表3-12-1及び表3-12-2のとおりである。

「親友と呼べる友だち」の人数について、男女別に見ると、男子では、「2～3人」が43.1%で最も多く、次いで「1人」(17.7%)、「4～5人」(15.4%)であり、女子では、「1人」(35.7%)、「2～3人」(32.7%)、「4～5人」(14.3%)の順となっている。

年齢層別に見ると、年少群における「10人以上」(9.5%)が他の年齢層と比べて多い。

ウ 気楽に遊ぶ友人の数

気楽に遊ぶ友人の数の内訳は、表3-13-1及び表3-13-2のとおりである。

「気楽に話したり一緒に遊んだりする友だち」の人数について、男女別に見ると、男子では、「10人以上」が49.0%で最も多く、次いで「6～9人」(21.0%)、「4～5人」(13.5%)、「2～3人」(11.9%)であり、女子では、「10人以上」(43.9%)、「6～9人」(17.3%)、「4～5人」(17.3%)、「2～3人」(15.3%)となっている。

年齢層別に見ると、年長群における「2～3人」(17.4%)が他の年齢層と比べて多く、「10人以上」(41.5%)が少ない。

エ 友人関係への満足度

友人関係への満足度の内訳は、表3-14-1及び表3-14-2のとおりである。

男女別に見ると、男子では、「満足」(55.8%)、「やや満足」(28.3%)、「やや不満」(12.1%)、「不満」(3.9%)であり、女子においても大きな差は見られない。

年齢層別に見ると、年長群における「満足」(52.0%)が他の年齢層と比べてやや少ない。

(5) 地域社会とのつながり

ア 地元への愛着度

地元への愛着度の内訳は、表3-15-1及び表3-15-2のとおりである。

男女別に見ると、男子では、「好きである」(64.8%)、「まあ好きである」(24.3%)、「あまり好きでない」(6.8%)、「嫌いである」(4.1%)であり、女子においても大きな差は見られない。

年齢層別に見ると、年長群における「好きである」(60.3%)が他の年齢層と比べて少なく、「あまり好きでない」(8.8%)がやや多い。

イ 地域活動への参加（複数回答）

地域活動への参加の内訳は、表3-16-1及び表3-16-2のとおりである。

男女別に見ると、男子では、「地域のお祭り」が70.4%で最も多く、次いで「募金、献血」(23.6%)、「まったく参加していない」(21.0%)、「地域のスポーツやレクリエーションの大会」(16.0%)、「地域の清掃や防災などの活動」(15.0%)であり、女子では、「地域のお祭り」(58.2%)、「まったく参加していない」(33.7%)、「募金、献血」(18.4%)、「地域のスポーツやレクリエーションの大会」(12.2%)、「地域の清掃や防災などの活動」(11.2%)となっている。

年齢層別に見ると、年長群における「地域のお祭り」(65.4%)が他の年齢層と比べて少なく、「募金、献血」(26.9%)、「まったく参加していない」(24.1%)がやや多い。

ウ 地元への帰住希望

地元への帰住希望の内訳は、表3-17-1及び表3-17-2のとおりである。

男女別に見ると、男子では、「住んでいたい」(46.9%)、「別の地域に移りたい」(26.6%)、「どちらでもよい」(26.4%)であり、女子では、「住んでいたい」(38.5%)、「別の地域に移りたい」(26.0%)、「どちらでもよい」(35.4%)となっており、男子と比べて女子の方が「住んでいたい」がやや少なく、「どちらでもよい」がやや多い。

年齢層別に見ると、年長群における「住んでいたい」(42.4%)が他の年齢層と比べてやや少なく、「別の地域に移りたい」(29.4%)がやや多い。

(6) 情報通信機器の利用

ア 自分専用の携帯電話の有無

自分専用の携帯電話の有無の内訳は、表3-18-1及び表3-18-2のとおりである。

男女別に見ると、男女とも9割以上が所持しており、性別による大きな差は見られない。

年齢層別に見ると、年少群において「持っていなかった」(19.3%)が他の年齢層と比べて多い。

イ 携帯電話によるインターネット利用の有無

携帯電話によるインターネット利用の有無の内訳は、表3-19-1及び表3-19-2のとおりである。

男女別に見ると、男女とも9割近くが利用しており、性別による大きな差は見られない。

年齢層別に見ると、年少群における「利用していなかった」(12.6%)が他の年齢層と比べて多い。

ウ 携帯電話によるメール使用頻度

携帯電話によるメールの使用頻度の内訳は、表3-20-1及び表3-20-2のとおりである。

男女別に見ると、男子では、「1日に10件以上30件未満」が23.0%で最も多く、

次いで「1日に50件以上100件未満」(22.3%),「1日に30件以上50件未満」(19.0%)であり,女子では,「1日に100件以上」(32.6%)が最も多く,次いで「1日に10件以上30件未満」(21.1%),「1日に50件以上100件未満」(16.8%)となっており,男子と比べて女子の方が「1日に100件以上」が多い。

年齢層別に見ると,年長群における「1日に100件以上」(16.7%)が他の年齢層と比べて少なく,年少群における「メールのやりとりをしたことがない」(14.6%)が他の年齢層と比べて多い。

エ パソコンによるインターネット利用の有無

パソコンによるインターネット利用の有無の内訳は,表3-21-1及び表3-21-2のとおりである。

男女別に見ると,「利用していた」が,男女でそれぞれ43.7%と55.6%となっており,女子の方が多い。

年齢層による大きな差は見られない。

(7) 職業に対する意識

ア 正社員志向度

正社員志向度の内訳は,表3-22-1及び表3-22-2のとおりである。

正規雇用希望及び希望職種の有無について,男女別に見ると,「就職したいと思っており,希望する職種がある」が,男子62.4%,女子47.9%で男子の方が多く,「今は就職したいと思っていないし,希望する職種もない」が,男子3.5%,女子11.5%で女子の方が多い。

年齢層別に見ると,年長群における「就職したいと思っており,希望する職種がある」(68.5%)が他の年齢層と比べて多く,年少群における「今は就職したいと思っていないが,希望する職種はある」(15.0%),「今は就職したいと思っていないし,希望する職種もない」(9.8%)が他の年齢層と比べて多い。

イ 職業選択基準(複数回答)

職業選択基準の内訳は,表3-23-1及び表3-23-2のとおりである。

仕事を選ぶときに特に大切だと思うことについて,男女別に見ると,男子では,「仕事の内容が自分に合っていること」が81.4%で最も多く,次いで「職場の雰囲気が良いこと」(75.0%),「自分を生かすことができること」(65.0%),「将来性があること」(60.0%),「休みがきちんととれるなど,働く時間がきちんと決まっていること」(59.2%),「給料が多いこと」(57.0%)となっている。女子では,「仕事の内容が自分に合っていること」(89.9%),「職場の雰囲気が良いこと」(68.7%),「自分を生かすことができること」(67.7%),「通勤が便利なこと」(59.6%),「給料が多いこと」(56.6%)の順となっている。

年齢層別に見ると,年長群における「職場の雰囲気が良いこと」(79.3%),「経営や雇用が安定していること」(53.9%),「専門的な知識や技能が生かせること」

(35.6%), 「自分の能力を高める機会があること」(51.0%) が他の年齢層と比べて多く, 年少群における「将来性があること」(47.0%) が他の年齢層と比べて少ない。

ウ 転職に対する考え方

転職に対する考え方の内訳は, 表3-24-1及び表3-24-2のとおりである。

男女別に見ると, 「つらくても転職せず, 一生一つの職場で働き続けるべきである」が, 男子 25.9%, 女子 13.7%で男子の方が多く, 「職場に強い不満があれば, 転職することもやむをえない」が, 男子 53.6%, 女子 62.1%で女子の方がやや多い。

年齢層による大きな差は見られない。

(8) 人生観及び規範意識

ア 社会的成功要因への認識 (二つまで回答)

社会的成功要因への認識の内訳は, 表3-25-1及び表3-25-2のとおりである。

社会で成功するために必要だと思うものについて, 男女別に見ると, 男子では, 「個人の努力」が87.9%で最も多く, 次いで「個人の才能」(36.1%), 「運やチャンス」(24.0%), 「学歴」(17.2%), 「家柄や親の地位」(14.8%) となっている。女子では, 「個人の努力」(93.3%), 「個人の才能」(37.8%), 「学歴」(25.6%), 「運やチャンス」(16.7%), 「家柄や親の地位」(8.9%) の順となっている。

年齢層別に見ると, 年長群における「個人の才能」(45.4%) が他の年齢層と比べて多く, 「家柄や親の地位」(10.0%), 「学歴」(10.3%) が少ない。

イ 自発的他者援助への意識

自発的他者援助への意識の内訳は, 表3-26-1及び表3-26-2のとおりである。

「困っている人を見たら, 頼まれなくても助けてあげるべきだ」という考え方について, 男女別に見ると, 「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合せると, 男女ともに9割近くであり, 性別による大きな差は見られない。

年齢層による大きな差も見られない。

ウ 自己中心的思考の度合い

自己中心的思考の度合いの内訳は, 表3-27-1及び表3-27-2のとおりである。

「他人に迷惑をかけなければ, 何をしようとする個人の自由だ」という考え方について, 男女別に見ると, 「そう思わない」, 「どちらかといえばそう思わない」を合せると, 男女ともに5割程度であり, 性別による大きな差は見られない。

年齢層による大きな差も見られない。

エ 結婚に対する考え方

結婚に対する考え方の内訳は, 表3-28-1及び表3-28-2のとおりである。

男女別に見ると, 「結婚すべきだ」が, 男子 53.1%, 女子 38.4%で男子の方が多く, 「結婚しなくてもよい」が, 男子 6.6%, 女子 14.1%で女子の方が多い。

年齢層による大きな差は見られない。

IV 考察

本研究では、少年矯正統計データの分析を実施するとともに、少年院在院者に関する大規模な全数調査を実施し、年齢層を中心に特徴を明らかにした。以下、各調査結果を整理し、年齢層ごとの少年の特質について更に考察を加える。

1 年少少年の特質

まず、少年矯正統計データを考察すると、15歳以下の年少少年では、処分歴がある者は5割程度と他の年齢層に比べて少なく、約1割の者は本件非行がぐ犯となっている。3分の1以上の者が不良生徒・学生集団に所属し、2割弱の者が学校仲間の共犯者がいることから、他の年齢層に比べると非行の範囲が学校内にとどまっている傾向が見られる。しかしながら、全体の約8割が学生・生徒であるにもかかわらず、約4割の者が学校仲間ではなく遊び仲間を共犯としている点については、年少少年における非行行動の範囲が拡大しつつある傾向として注目すべき特徴の一つと考えられる。

また、家族との同居率は9割近くと高いが、実父母が保護者である割合が3分の1弱と他の年齢層に比べてやや低く、1割弱の者が前回処分で児童自立支援施設等送致や少年院送致の決定を受けている。ここに見られる家庭の監護能力の低さは、少年の出院後の社会生活に向けた保護調整の困難さを表しており、在院中から保護者に対する密度の高い適切な措置が求められているとも言えよう。

次に、全数調査から調査票Iを考察すると、年少少年の約8割が12歳から15歳までに非行に走り始めていることから、非行歴は比較的短いと言える。非行の範囲では、粗暴犯に該当する者が半数近くと他の年齢層に比べてやや多くなっており、本件非行における動機も感情的・衝動的であって、加えて面識のある相手に身体的危害を加えている点が特徴的であり、年少少年に対する矯正教育の重要な視点として把握しておくことが必要である。

家庭環境については、実父母率が3割に満たず半数近くが母子家庭であり、保護者が無職である者が2割を超える。また、6割を超える者が母親や父親との関係に何らかの問題を抱えており、被虐待経験のある者が2割を超えるなど、家庭環境に恵まれない者が多い点は、少年矯正統計データの考察とも重なっている。

年少少年の7割以上を占める学生・生徒の学校適応状況については、学校生活に意欲的な者が4分の1にも満たず、7割を超える者に怠学が見られ、約9割の者が学業成績で下位に位置している。不登校経験のある者は過半数に上り、約3割の者が半年以内に不登校を経験している。また、約半数の者が同級生や教師との関係に何らかの問題を抱えており、校内における非行が4割超、同じく問題行動が7割超の者に見られるなど、学校への不適応状況が目立っている。

調査票Ⅱより生活様式や意識などを考察すると、年少少年の家庭生活については、8割近くの者が家庭生活に満足を感じており、他の年齢層に比べると、親に対して従順で自立志向が弱い傾向が見られる。

学校生活については、半数以上の者が学校生活に満足している。ただし、学校の授業を理解していたと回答した者は3割に満たない一方で、6割以上の者がクラブ活動等は楽しかったと答えていることや、学校の友人よりも学校外の友人と過ごすことに楽しみを覚えている者が半数近く存在することからすると、この満足感は、学友たちと切磋琢磨しながら学業に専念するといった一般の中学生に多く見られる満足感とは異なる類のものであると思われる。

友人関係については、9割近くの者が友人関係に満足しており、他の年齢層と比べて最も多い。また、半数以上の者に10人以上の遊び友だちがおり、親友や悩みを聞いてくれる友人が10人以上いる者も他の年齢層と比べて多い。このことは、年少少年が学校内外に多くの友人を持ち、その交友関係の中に安定することを通じて満足感を充足しているものと推察される。

地域社会とのつながりについては、8割を超える者が何らかの地域活動に参加しており、9割を超える者が地元へ愛着を持ち、半数以上の者が地元に住み続けたいと思っているなど、他の年齢層と比べて地域とのつながりが強いことが推察される。

情報通信関係については、自分専用の携帯電話を所持している者が約8割、携帯電話によるインターネットの利用をしている者が約7割と他の年齢層と比べて最も所持率や利用率が低い。参考までに、文部科学省（2009）の調査結果を見ると、一般の中学2年生における携帯電話の所持率が約5割である一方、高校2年生では9割を超えていることから、高校に入学する年齢あたりから携帯電話の所持率が大きく上昇することが推測され、この傾向は、割合の違いはあるものの一般少年と少年院在院少年とで同様であると思われる。また、携帯電話によるメールの送受信件数が1日に50件以上の者は、年少少年の半数近くを占め他の年齢層と比べて最も多いが、これは男子における年長少年の送受信件数が他の年齢層に比べて少ないのに対し、女子少年の送受信件数が年少少年で多いことが影響しており、年齢層による違いよりも性別による違いが大きいと言えるだろう。前述の文部科学省（2009）の調査においても、一般の中学2年生及び高校2年生におけるメールの送受信件数は男子よりも女子の方が多く、この傾向は少年院在院少年についても同様である。

職業意識については、これも全体的に性別による違いが目立つが、年齢層で見ると、年少少年で正社員希望及び希望職種のある者は約4割と他の年齢層に比べて少なく、職業選択の上で重視する点においても給料以外の項目は総じて少ないなど、職業に対する具体的なイメージを持っていない者が多いことが推察されるが、発達段階や学校段階を考慮すれば自然な結果であるとも言えるだろう。

人生観及び規範意識についても、年齢層よりも性別による違いが目立つ項目が多かつ

たが、社会的成功要因の一つに学歴を挙げた者が3割弱と他の年齢層と比べて多いという特徴が見られた。これは年少少年の約8割の者が学生・生徒であることが影響していると考えられる。

以上、年少少年の特質について簡潔にまとめると、13歳から15歳という年齢が、主に義務教育段階である中学生に該当することもあってか、その行動範囲は、前述したように家庭や学校の所在する地域社会にある程度とどまる傾向が見られる。しかし、この年齢層にとって最も重要な居場所であるはずの家庭や学校への不適応が深刻である者も一部に見られ、この観点から福祉機関や教育関係機関における支援が必要であると同時に、このような問題を抱える少年もいずれは同じ環境へと戻ることになるので、少年院においては、その点を踏まえた指導に十分配慮することが重要であろう。

なお、調査票Ⅰ及びⅡに共通するが、年少群では群内に占める女子の割合が18.5%と他の年齢層と比べて高いため、性別による差が大きい項目について更に詳細に考察する場合は、男女差に特に注意を払う必要があるだろう。

おって、年少少年の特質については、初等少年院在院者の中学校生活に関する意識調査の結果を分析した佐藤ほか(2007)を併せて参照願いたい。

2 中間少年の特質

まず、少年矯正統計データを考察すると、16歳・17歳の中間少年では、約5割が地域不良集団や暴走族などの不良集団に所属しており、他の年齢層と比べて多い。また、本件非行が道路交通法違反である者が他の年齢層と比べて多く、遊び仲間や不良仲間を共犯者とする者が6割以上を占めることなどからすると、中間少年では特に不良交友と非行との関連が示唆される。

次に、全数調査から調査票Ⅰを考察すると、中間少年の処分歴や問題行動歴については、全体の傾向とおおむね一致する部分が多く見られる。この年齢層における特徴的な傾向は、他の年齢層と比べて地域不良集団や暴走族などの不良集団に所属する者が多く、無免許運転や暴走行為といった交通犯罪歴のある者が6割を超え、また本件非行が道路交通法違反に該当する者も3割と多い点であり、少年矯正統計データの考察とも一致している。

無職者、学生・生徒、有職者の割合はおおむね3：3：4であり、有職者の職種では建設関係の技能工等が最も多く、全体の傾向とも一致している。

学生の学校適応状況を見ると、同級生や教師との関係に問題を抱えていたり、校内での非行が見られたりする者は1～2割程度と年少少年に比べて少ないが、過半数の者に学校生活への意欲がなく、6割以上の者に怠学が見られることなどからすると、全体的に問題なく適応しているとは言い難い状況にあるものと推察される。

有職者の職場適応状況を見ると、上司や同僚との関係に問題を抱えていたり、犯罪性のある同僚等との交際があったりする者は1割程度と少なく、一見すると適応状況には

問題のない者が多いように思われる。しかし、就業期間が3か月以内の短い者や、就労に対する目標や計画が不明確な者が過半数を占めることなどからすると、多くの者が一時的で不安定な適応状況に置かれており、このことから、少年院における進路指導や就労支援の更なる充実化が必要であると言えるだろう。

調査票Ⅱを考察すると、中間少年については、発達段階や学校段階の違いによる影響が大きいと思われる項目を中心に、年少少年と年長少年の中間あたりに位置する回答が多く、全体の傾向とおおむね一致する部分も多い。なお、年長少年との詳細な比較については次節で述べる。

以上、中間少年の特質について簡潔にまとめると、不良交友の延長で、暴走行為など集団による犯罪・非行に走る傾向が見られるのが特徴的である。現在、我が国における高校進学率が100%近いことからすると、同年代のこの年齢層における学生・生徒を除く有職者の割合は約4割と高く、一般少年と比較して社会への参入が早いことを示す指標となるが、就労に対する自覚や勤労意欲はまだ低く、学校や職場に所属はしているものの、目的意識や帰属意識が十分に醸成されていない状態のまま、犯罪・非行集団内における不良交友を通じて犯罪や非行に走っている者が多いものと思われる。

3 年長少年の特質

まず、少年矯正統計データを考察すると、18歳・19歳の年長少年では、処分歴のある者が8割を超え、およそ6分の1の者に少年院送致歴がある。また、単独犯が5割弱と他の年齢層に比べて多く、年少から年長まで年齢層が上がるにつれて傷害や道路交通法違反といった非行が減少する一方で、覚せい剤取締法違反、強盗、強盗致傷などは増加しており、年長少年の一部では非行が深刻化していることがうかがえる。

また、約4分の1の者が家族と離れて暮らしており、4割程度が有職者である状況を見ると、これらは、社会的に自立していく時期にある年長少年に特徴的な傾向であると言えるだろう。

次に、全数調査から調査票Ⅰを考察すると、年長少年の約6割近くが13歳から15歳までに非行に走り始めており、処分歴のある者は7割を超える。また、2割弱の者に成人の共犯者がおり、1割前後であるが暴力団への所属歴や本格的な文身がある者など、一部に非行が深刻化した者が見られる点は、少年矯正統計データの考察とも一致している。また、薬物使用歴のある者が3分の1を超えており、他の年齢層と比べて大麻や覚せい剤などの使用が目立ち、半年以内に使用歴がある者の割合も低くない。

それでも、年長少年の問題行動歴を詳細に見ると、中間少年と比べて同程度か又はより低い経験率の項目が総じて多く、非行初発年齢が18歳、19歳である者も1割程度存在することなどからすると、全体的な傾向として年齢が上昇するにつれて非行が極端なまでに深刻化しているとは言えないだろう。また、年長少年は再非行までの期間が比較的長く、前回処分から今回の非行までに1年以上経過している者が3分の1以上存在す

ることなどからすると、年少期や中間期に初発型の非行に走って処分を受けた後、しばらくは非行が収まっていた者も一定数存在することが分かる。

無職者、学生・生徒、有職者の割合はおおむね4：1：5であり、中間少年と比べると、学生の割合が減少して無職者と有職者の割合が増加している。有職者の職種では建設関係の技能工等が最も多く、これは中間少年と同様である。

学生の学校適応状況を見ると、同級生との関係に問題を抱えている者は2割程度と中間少年と同様に少なく、教師との関係に問題を抱えている者は1割未満、校内における問題行動が見られる者は約1割、非行に至ってはほとんど見られない。学業成績が中位以上の者が4割近くおり、半数以上の者が怠学もなく学校生活に対して意欲を持っている。これらのことから、一見すると年長少年のうち学生・生徒である者の多くが、年相応の落ち着きと目的や自覚を持って学校生活を送っていると解釈することもできる。しかし、この年齢層の学生・生徒には夜間定時制や通信制の高校等に在籍する者が一定数含まれており、その適応状況を、同年齢集団における教育を基本とする義務教育諸学校や全日制高校への適応状況と単純に比較することは適切ではない。例えば、通信制高校に在籍する生徒であれば、通学の機会が極めて少ないために同級生や教師との接触頻度が低く、よって対人関係に問題が生じる場面は少なく、校内における問題行動や非行についても当然少なくなるであろう。また、前述のように多くの者の学校適応には目立った問題が見られないにもかかわらず、進路が不明確である者が8割を超えている点は看過できない。

さらに、有職者の職場適応状況を見ると、上司との関係に問題を抱えていたり、犯罪性のある同僚等と交際があったりする者は1割程度と中間少年と同様に少なく、一見すると適応状況には問題のない者が多いように思われる。しかし、就業期間が3か月以内の短い者が4割を超え、就労に対する目標や計画が不明確な者が6割を超えていることは、学校を卒業又は中退して働き始めたばかりであったり、一つの職場が長続きせずに職を転々としたりするような実情を裏付けており、社会的自立に向けて進路決定が必要な時期に、学校生活や将来の就労に対する目標を明確化できない焦りやあきらめの中で、再非行に走ってしまう者も少なからず存在することが推察される。このことから、年長少年に対しても中間少年と同様に、少年院における進路指導や就労支援を更に充実化させることが必要であると言えるだろう。

調査票Ⅱを考察すると、年長少年の家庭生活については、家庭生活に不満を感じている者が3割程度と他の年齢層に比べて多く、親からの自立志向は中間少年と比べても強い傾向が見られる。

学校生活については、半数以上の者が学校生活に満足している。他の年齢層と比べて学校適応が良好な者も多いことからすると、勤勉に学業へ取り組むことに充実感や満足感を持っている者も一定数存在すると思われるが、それでも多くの者が勉強以外のクラブ活動や友人関係に満足感を持っていると推察され、全体的には他の年齢層と同様の傾

向にあると思われる。

友人関係については、友人関係に満足している者は8割程度と中間少年との間に大きな差は見られないが、友人数は他の年齢層と比べて全体的に少ない。これは、年長少年では、同年代の友人を作りやすい環境にある学生・生徒が約1割と他の年齢層に比べて最も少ないことなどが影響していると推測される。また、親友や悩みを聞いてくれる友人を持たない者が1割程度おり、友人関係から孤立している者が一部に存在すると思われる。

地域社会とのつながりについては、地元へ愛着を持つ者や地元に住み続けたいと思っている者は他の年齢層に比べると最も少ない。これについては、矯正施設に収容されたことを契機とした、地元の不良交友を絶ち切りたいという気持ちの表れとも考えられるが、年長少年一般に見られる、親元から離れて自立したいという自立志向の表れであると解釈の方が自然であるかもしれない。

情報通信関係については、年少少年の考察でも述べたように、年齢層よりも性別による違いが顕著であると言えるが、年長少年における携帯電話によるメールの送受信件数は、他の年齢層と比べると総じて少ない。これは、友人数が他の年齢層と比べて少ないことなども影響しているものと考えられる。

職業意識については、これも全体的に年齢層よりも性別による違いが目立つ。年齢層で見ると、年長少年で正社員希望及び希望職種のある者は約7割と他の年齢層に比べて多い。また、職業選択の上で重視する点については、実際に就労経験のある者の割合が多いこともあり、給料以外にも職場の雰囲気、経営・雇用の安定など現実的な項目を挙げる者が多く、知識・技能の活用や能力を高める機会など具体的に将来を見据えた項目を挙げる者も他の年齢層と比べて多い。

人生観及び規範意識については、これも年齢層よりも性別による違いが目立つ項目が多かったが、社会的成功要因の一つに個人の才能を挙げた者が4割を超え他の年齢層と比べて多く、一方で家柄・親の地位や学歴を挙げる者はともに1割程度と少ない。年長少年がこのように、学歴や親の地位などを社会的成功要因から除外する傾向については、学齢期を過ぎ約半数が有職者であることや親からの自立志向が総じて高いことなどに関連していることが推測されるが、個人の才能を挙げる者が多い点については、才能を主に生得的なものと考えているか、それとも努力などによって後天的に獲得できるものと考えているかによっても、解釈が異なってくるだろう。

以上、年長少年の特質について簡潔にまとめると、他の年齢層、特に中間少年と比較すると、成人共犯の有無、処分歴、非行名やその態様などから、非行が深刻化している傾向にあることが若干認められたが、一方では、生活様式や生活意識、就労状況や職業観などのいくつかの点において、中間少年と比べて成熟し社会的に自立していることを示す指標も見られた。しかし、問題行動歴、学校や職場への適応状況など多くの部分において、中間少年との間に同様の傾向が見られた。

V 展望

本研究では、少年院在院少年の特質について、主に年齢層ごとの特徴を明らかにすることを目的に分析・考察を行った。その結果、年齢層による違いの多くは、年少少年から年長少年に至るまでの発達段階や学校段階によって異なることがある程度想定されるものであり、特に、生活様式や意識の違いなどを中心にその差異を確認することができた。そして、それ以外の点については、特に中間少年と年長少年では大きな違いが見られない部分も多いことなどが明らかになった。また、本研究では十分に掘り下げた分析・検討を行うことができなかつた点や課題もいくつか残った。

まず、年齢層による大きな違いは見られなかつたため今回は詳細な考察を行わなかつた項目の中にも、一般少年との比較などを通して、非行少年全般の特質を理解する上で参考となり得る項目が含まれていることである。例えば、親を扶養する意識や結婚観に関しては、在院少年が総じて伝統的な家族観を持つ可能性があること、また、道徳・規範意識に関する質問からは、在院少年が総じて高い道徳・規範意識を持つか又は道徳的・模範的な回答をする傾向がある可能性などが考えられることなどである。このような視点は、在院少年の特質を論じる上でも重要であると思われるが、十分に論を尽くすことができなかつた。

また、年齢層よりも性別による違いが顕著な項目が多く見られたが、男子と比べて女子の対象者数が非常に少ないことなどもあり、年齢層と性別の両方を踏まえた考察を十分に深めることができなかつたと言える。

それ以外にも、初入の少年と再入の少年における生活様式や意識の比較や、犯罪・非行少年の特質を比較するという観点からの少年受刑者との比較など、今後の課題として考えられる。

以上のように、課題はまだ残されているが、少年院在院少年の特徴に関する年齢層ごとの比較は、それ自体が基礎資料として有益なものであり、本研究で提示することのできた着眼点についても、今後発展的に調査・分析を促進していくことにより、矯正教育の対象である在院少年の特質を、よりの確に把握することができるようになるだろう。そして、そのような取組から得られた知見を踏まえつつ、少年院においては効果的な矯正教育・処遇の実施へと結び付けていくことが肝要であると思料される。

付 記

本研究の実施に当たり、調査研究に御協力を賜った法務省矯正局をはじめ全国の少年院の各位に対し、心から謝意を表します。

参考文献

- 法務総合研究所 2006 最近の非行少年の特質に関する研究 研究部報告 32
文部科学省 2009 子どもの携帯電話等の利用に関する調査
内閣府 2009 第8回 世界青年意識調査
佐藤良彦・岡部俊六・北村大 2007 初等少年院在院者の中学校生活に関する意識調査
中央研究所紀要 17号 矯正協会附属中央研究所
多田一・竹下賀子 2008 少年鑑別所入所少年の特質に関する研究一年齢層ごとの比較
中央研究所紀要第 18号 矯正協会附属中央研究所
保木正和・木村正孝・栗栖素子・澁谷和子・横山潔・古曳牧人 2005 受刑者、少年院在
院者及び少年鑑別所在所者の生活と意識に関する調査（その1：少年編）中央研究所
紀要第 15号 矯正協会附属中央研究所